第4次 豊能町地域福祉計画 第4次 豊能町地域福祉活動計画 第2次 豊能町自殺対策計画

地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの



令和3年3月 豊能町 社会福祉法人豊能町社会福祉協議会

ごあいさつ

「平成」から「令和」へと変わり、私たちは新たな時代を歩み始めています。この間、本町では、人口の減少、少子高齢化等が進行する中、平成28年3月に「第3次豊能町地域福祉計画」を策定し、「交流と連携でつくる安心して暮らせるまち・とよの」を基本理念に掲げ、すべての人が安心して暮らし、住み続けたいと思う地域社会の実現に向けて取り組んでまいりました。



しかしながら、今日の核家族化や高齢者世帯の増加、生活 様式の多様化などにより、地域を取り巻く環境は大きく変化し、人と人とのつながりや 助け合いの希薄化も進んでいるように感じています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人と人との関わり方も大きく変化しており、今までに築いてきた地域のつながりを途切れさせない、新たな取り組みが求められています。

一方、医療・介護の問題や、現代社会において大きな問題となっている自殺対策などの 分野においても、これまで以上に住民、団体、事業者、行政などが協力し、地域で支え合 う仕組みをつくっていくことも求められています。

それには「つながり」が必要です。

本町では、このたび、これまでの取り組みの成果と新たな課題を踏まえて前計画を見直し、地域福祉計画と自殺対策計画、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体のものとした「第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画・第2次豊能町自殺対策計画」を策定しました。

本計画では「地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの」を基本理念に掲げました。今後は、その理念を実現するための基本目標と施策、取り組みの方向性を示し、地域福祉を推進してまいります。また、効果的な自殺対策を実施し、「生きることの包括的な支援」を推進することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員会の皆さま をはじめ、地区別懇談会やアンケート調査等で貴重なご意見・ご提案をいただきました 住民の皆さま、関係団体の皆さまに対しまして心からお礼申し上げます。

令和3年(2021年)3月

豊能町長 塩川 恒 敏

ごあいさつ

「第3次豊能町地域福祉計画・第3次豊能町地域福祉活動計画」の終了にあたり、その進捗評価及び住民アンケート、地区別懇談会、統計データの調査等を経て、「第4次豊能町地域福祉計画」が策定され、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画である「第4次豊能町地域福祉活動計画」が社会福祉協議会と住民の皆さま、関係諸団体のご協力のもと、発行となりました。



内容の骨子は第3次と大きく変わるところがないように見えますが、人口ピラミッドを重ね合わせれば、足元がやせ細り、同時に最大構成人数が5歳上昇し70~74歳の世代となっています。

この世代は、戦後すぐの第一次ベビーブーム(1947年~1949年)に生まれた「団塊の世代」であり、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される、世にいう「2025年問題」が、豊能町では他の市町村より数年早く始まりつつあると考えられます。

さらに、本計画の中には「新型コロナウイルス感染症」の文言が数ヶ所見受けられます。この、計画策定過程で拡大した感染症ですが、一過性のものか、収束まで数年かかるのか、ワクチンの効果はあるのか等専門家でも読めず、本文ではさらりと流している部分もありますが、現場サイドの「活動計画」では、かなり意識したものになっています。

昨年1月、中国武漢での原因不明の肺炎が厚労省より発表されて以来、新しい生活様式、緊急事態宣言、移動の自粛、GoToトラベル、テレ・リモートワーク等々のキーワードが毎日のマスコミトップニュースとなっていることは皆様も周知されていることです。

「新しい生活様式」は、30数年間続けてきた高齢者等の支援活動である、小地域ネットワークのグループ支援活動に大きな支障をきたし、同等の効果を得る代替事業を試行錯誤中ですが、皆さまと共に考え、一日でも早く、本計画に沿って確立させたいと思います。

最後になりますが、計画策定段階で貴重なご意見ご支援を賜りました梓川委員長をは じめとして、策定委員の皆さま、福祉関連団体、アンケートや地区別懇談会にご協力をい ただきました住民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

今後は、地域住民の皆さまとともに、安心して暮らせるまちづくりを目指して本計画の推進に努め、一日でも早く「地域包括ケアシステム」の一端を担えるよう頑張る所存です。今後ともよろしくご支援、ご鞭撻をお願いいたします。

令和3年(2021年)3月

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会 会 長 **6** 井 **8**

目 次

第1	章 計画策定にあたって	1					
1	地域福祉とは・・・?	1					
2	計画策定の背景と趣旨						
3	第3次計画策定以降の国等の動向	3					
4	計画の位置づけ	5					
5	計画の期間	8					
6	計画の策定方法	8					
第2	2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	10					
1	統計データ等からみる町の状況	10					
2	住民アンケート調査からみる町の状況	25					
3	関係団体アンケート調査からみる町の状況	33					
4	第3次計画の進捗評価	35					
5	豊能町の地域福祉を取り巻く課題の整理	37					
第3	 章 計画の基本的な考え方	39					
1	基本理念	39					
2	基本目標	40					
3	施策の体系	41					
第4	- -章 目標達成に向けた取り組みの推進	42					
基本	本目標1 みんなの顔が見える絆づくり	42					
基本	本目標2 地域福祉を推進するまちづくり	44					
基本	本目標3 地域で助けあい支えあう環境づくり	47					
基本	本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	54					
第5	·章 地域福祉活動計画	57					
1	地域福祉活動計画策定の背景及び趣旨	57					
2	豊能町社会福祉協議会とは						
3	計画の基本的な考え方						
4	地域福祉活動計画の体系	58					
5	具体的な取り組み	59					
6	地区別アクションプラン66						

第6	章 自殺対策計画	81
1	計画の趣旨と基本理念	81
2	計画の位置づけ	81
3	基本施策	82
4	豊能町の自殺の現状	82
5	具体的な取り組み	84
第7:	章 計画の推進に向けて	90
1	計画の普及啓発	90
2	住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進	90
3	地域福祉の推進体制	91
4	計画の進行管理・評価	91
資料	編	92



第 1 章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは・・・?

「介護」と「子育て」を同時に行っている、働きたいけど働けない、子育てが不安だけど相談する相手がいない・・など、普段の生活の中で困ったことや不安、不便さを感じたことはありませんか?

「地域福祉」とは、そういった問題を家族や友人、近隣住民、事業所、社会福祉協議会や行政などとの連携の中で解決し、「誰もが自分らしく、住みなれた地域で、安心して暮らせるまちをつくっていくこと」を言います。

例えば、隣近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ることなども、地域福祉の活動と言えます。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくっていくためには、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もがその人らしい、安心できる生活が送れるよう「地域の助けあい・支えあい」が当たり前のようにできることが必要です。



そのためには、

住民自身の努力による「**自助」**(自分でできることは、自分や家族で行う)と 地域住民がお互いに助けあう「**互助・共助」**、

行政や社会福祉協議会等が取り組む「**公助」**(自助・互助・共助では対応できない支援)を、 重層的に組み合わせ、住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「**協働」** することが重要です。

地域のことや、

日ごろ感じる生活の課題などを一番よく知っている、地域の皆様の参加と協力が必要不可欠です。

2 計画策定の背景と趣旨

全国的な急速な少子高齢化に伴い、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみ、などの高齢者世帯が増加し、要介護者が増加している一方で、人口減少により、急激な介護力不足が予想されています。

地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している 8050 問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある課題に対応していくことが求められています。また、近年では、通学や仕事をしながら家族の介護・世話をするヤングケアラーや子育てと介護を同時に担うダブルケアラーなど、若い世代が介護を担うケースも増えています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、 すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の 実現を目指した取り組みを始めており、本町でもその対応が求められています。

これからの福祉のあり方としては、行政だけが推進していくのではなく、多様な地域生活課題に対して、地域住民が主体となって参加するとともに、専門職、親族や友人、福祉活動を担う人、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア、NPO、事業者等、さまざまな関係者が地域における新たな支えあいのネットワークを形成して、互いに支えあうことが必要です。

本町においては、これまで地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成17年(2005年)3月の「豊能町地域福祉計画」、平成18年(2006年)3月の「豊能町地域福祉活動計画」策定以降、平成22年(2010年)3月には「第2次豊能町地域福祉計画・第2次豊能町地域福祉活動計画」として両計画を一体的に策定し、平成28年(2016年)3月には「第3次豊能町地域福祉計画・第3次豊能町地域福祉活動計画」として見直しを行い、「交流と連携でつくる安心して暮らせるまち・とよの」を基本理念に掲げて、さまざまな施策や事業を展開してきました。

本計画は、「第3次豊能町地域福祉計画・第3次豊能町地域福祉活動計画」が令和2年度(2020年度)で終了することから、国や社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を再度整理し、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことを目指し、住民のニーズなどを踏まえつつ、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。

また、平成 28 年(2016 年)の自殺対策基本法の改正により、市町村においても自殺対策の計画策定が義務付けされることとなりました。自殺対策と地域福祉は密接に関連していることから、地域福祉計画と一体的に策定します。

3 第3次計画策定以降の国等の動向

(1)地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代のすべてが 75 歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、高齢者のみならず、障害のある人の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも通じます。これまでの、高齢期におけるケアを念頭に置いたシステムから地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備を進め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってく必要があります。

(2) 生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携

平成25年(2013年)12月に成立した「生活困窮者自立支援法」に基づき、「生活困窮者自立支援制度」が導入されました。この制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支えあう」地域づくりを目指すこととしています。

生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的であるとされています。

(3)「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

平成27年(2015年)9月、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供できるしくみを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築を目指す内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が公表されました。

このビジョンでは、地域包括ケアシステムの構築や、生活困窮者自立支援制度の取り組みを進めるとともに、これらの概念の適用をさらに拡げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成 28 年(2016年)6月に閣議決定した「ニッポンー億総活躍プラン」において地域 共生社会の実現が提唱されました。地域共生社会の実現を確実なものにするため、「我が事・ 丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地 域のさまざまな人たちが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸 ごと」地域共生社会の実現を目指すこととされました。

令和2年(2020年)6月には「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、 市町村においては「既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制を整備するため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域やコミュニティにおけるケア・支えあう関係性の育成支援を一体的に実施」とされています。

(5)成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害があることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成 28 年(2016 年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされ、平成 29 年(2017 年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。計画の策定にあたっては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築とその中核となる機関の設置が求められています。

4 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第 107 条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

「自殺対策計画」は、誰もが「生きることの包括的支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、自殺対策基本法第 13 条第2項の規定に基づき策定するものです。

社会福祉法

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(参考) 第106条の3(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流 を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進す るために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(以降、略)

第106条の4 (重層的支援体制整備事業)

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

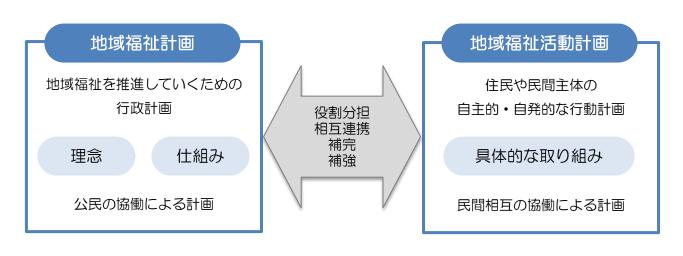
2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を 一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並び に地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。(略)

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、「地域の支えあい・助けあいによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア団体、NPO などの民間団体、福祉関係事業所等による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。社会福祉協議会においては「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めています。

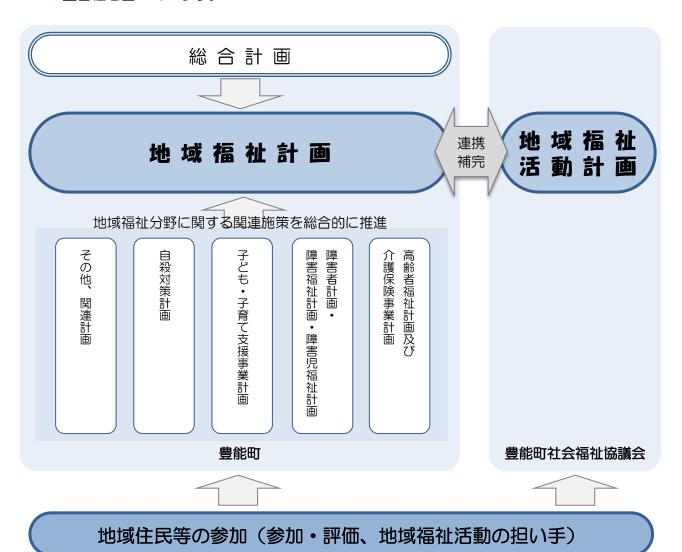
地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、 地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、豊能町の地域福祉の推進 を目的として相互に連携する必要があることから、行政と社会福祉協議会の協働により、両 計画を一体的に策定し、同じ理念や方向性をもって豊能町の地域福祉を推進していくものと します。



地域福祉の理念・目標・基本施策の共有

(3) 町の他の計画との関係

本計画は、第4次豊能町総合計画を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。また、本計画は、豊能町を含む広域的な計画である「第3期大阪府地域福祉支援計画」との整合性を図っています。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度(2021年度)を初年度として令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中に おいても見直しを行うこととします。

平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	
28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
	」 次豊能町 欠豊能町					欠豊能明 欠豊能明 (ス		祉活動				」 丁地域福 地域福祉		

6 計画の策定方法

この計画は、現状を把握するために地区別懇談会を実施するとともに、計画の策定にあたっては策定委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

(1)地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会における審議

学識経験者、関係団体の代表者などで組織する「第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画策定委員会」を開催し、計画についての検討・審議を行い、その結果を計画の策定に反映させました。

(2)住民・関係団体アンケート調査

住民及び地域福祉に携わる関係団体のニーズを的確に把握し、地域福祉に関する実態を踏まえた計画とするため、町内にお住まいの 2,000 人の方と町内の地域福祉にかかる関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) 地区別懇談会

地域福祉の主体である地域住民が「自分達の地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、また、地域内のさまざまな福祉活動者や当事者などが連携するきっかけとなる顔合わせの場になることを期待して、町内6地区において「地区別懇談会」を実施しました。

■開催状況

地区	日時	会場	参加者数
吉川・ときわ台	令和2年10月28日(水)	西公民館	24 人
東ときわ台	令和2年10月30日(金)	西公民館	13人
光風台	令和2年10月29日(木)	西公民館	25人
新光風台	令和2年10月19日(月)	西公民館	21人
希望ヶ丘	令和2年10月28日(水)	中央公民館	21人
東能勢1	令和2年10月30日(金)	中央公民館	18人





(4) パブリックコメントの実施

住民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

■実施期間:令和 3年 2月 1日(月)~ 3月 2日(火)

■意見提出: 1名(意見件数 2件)

¹ 東能勢

余野、川尻、木代、切畑、野間口、高山、牧、寺田の8地区は、地区福祉委員会の活動など地域福祉に関する活動を8地区合同で行っている場合が多いことから、本計画では8地区を総称し「東能勢」または「東能勢地区」としています。

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる町の状況

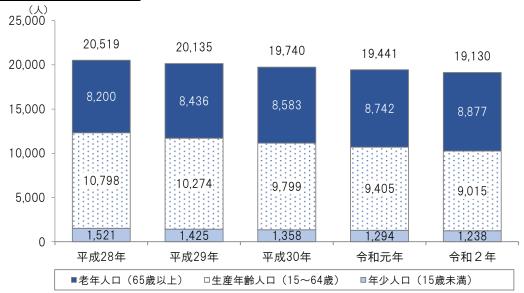
(1)人口の推移

① 人口の推移

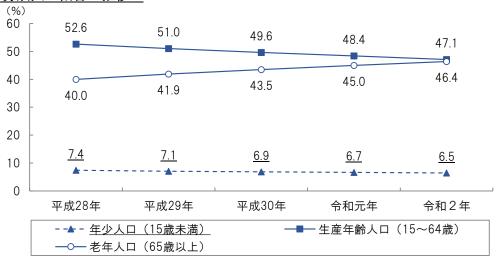
人口は、令和2年(2020年)に19,130人となっており、減少傾向が続いています。年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15~64歳)はともに減少傾向となっているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しています。

また、総人口に占める割合でみると、老年人口(65歳以上)割合は上昇しており、令和2年(2020年)には46.4%と、人口の4割以上が高齢者となっています。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口割合の推移



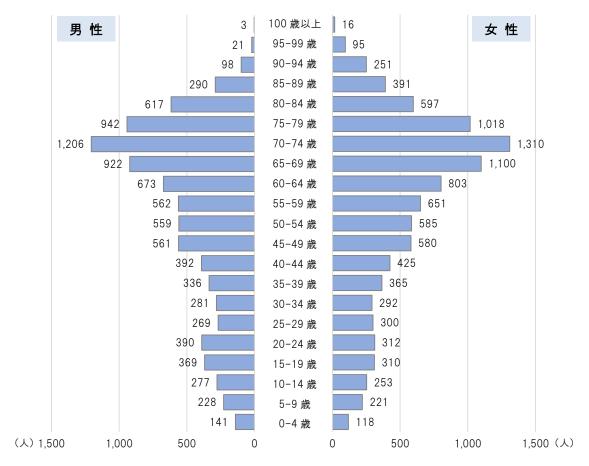
【資料】住民基本台帳人口(各年9月末時点)

② 人口ピラミッド

令和2年(2020年)9月末現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、70~74歳の年齢層が最も多く、44歳以下が少ない人口構造となっています。

今後、5年後には後期高齢者が著しく増加し、少子高齢化がますます進むことが予測されます。

人口ピラミッド(令和2年(2020年)9月末現在)



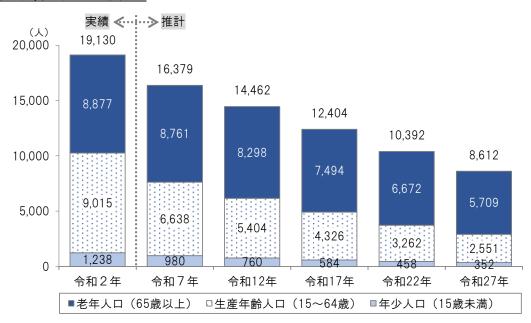
【資料】住民基本台帳人口(令和2年(2020年)9月末現在)

(2)人口推計

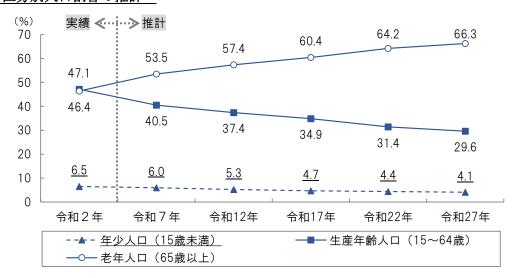
今後の推計をみると、本町の人口は今後も減少を続け、10 年後の令和 12 年(2030 年) には 14,462 人、25 年後の令和 27 年(2045 年)には 8,612 人と急速な人口減少が推計されています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15~64歳)の減少に伴う高齢化率の上昇が見込まれており、令和7年(2025年)には53.5%と住民の半数以上が高齢者になると推計されています。

年齢3区分別人口の推計



年齢3区分別人口割合の推計



【資料】令和2年:住民基本台帳人口(9月末現在)

令和7年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

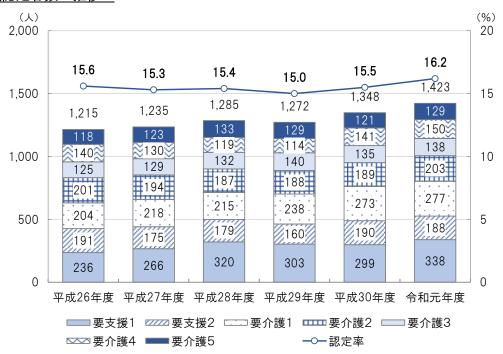
(3) 高齢者の状況

要介護認定者数の推移をみると、平成 26 年度(2014年度)以降、増加傾向となっており、 令和元年度(2019年度)には 1,423人となっています。

認定率(第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合)でみると、平成29年度(2017年度)までは横ばい傾向であったものの、令和元年度(2019年度)には16.2%とやや上昇しており、今後の高齢化に伴い、さらに要介護認定者数の増加が見込まれます。

また、全国・大阪府と比較すると、低い数値で推移しています。

要介護認定者数の推移



認定率の推移(全国・大阪府との比較)

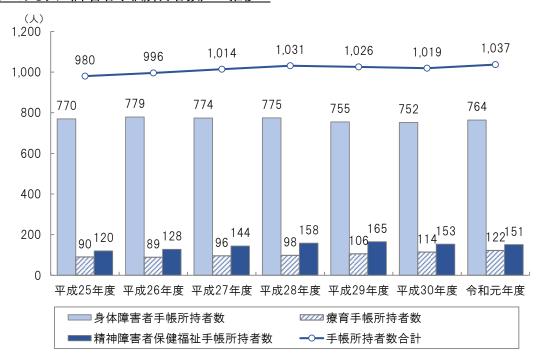


【資料】平成 26~30 年度:厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」 令和元年度:「介護保険事業状況報告(3 月月報)」

(4) 障害のある人の状況

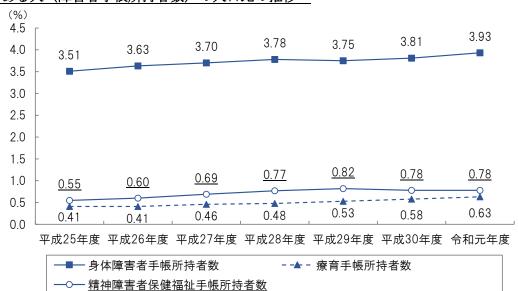
障害のある人の状況は、身体障害のある人(身体障害者手帳所持者)は横ばい傾向となっているのに対し、知的障害のある人(療育手帳所持者)、精神障害のある人(精神障害者保健福祉手帳所持者)は増加傾向となっています。

障害のある人(障害者手帳所持者数)の推移



【資料】福祉課(各年度末現在)

障害のある人(障害者手帳所持者数)の人口比の推移



【資料】福祉課(各年度末現在)

(5) 子どもがいる世帯の状況

総世帯数はやや減少傾向にありますが、「6歳未満及び 18 歳未満の子どもがいる世帯」は減少しており、豊能町の平成 27 年(2015年)の「6歳未満の子どもがいる世帯」は334世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯」は1,203世帯となっています。また、「18歳未満の子どもがいる世帯」のうち、母子世帯・父子世帯を合わせた「ひとり親世帯」(核家族世帯)は105世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の1割近くとなっています。

子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯数の状況

			平成 22 年	(2010年)	平成 27 年	(2015年)
			世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
総世帯数		7,868	100.0	7,707	100.0	
	6歳未満の子どもがいる世帯		410	5.2	334	4.3
	18 歳未満の子どもがいる世帯		1,589	20.2	1,203	15.6
		うち母親と子どもの核家族世帯	52	0.7(3.3)	92	1.2(7.6)
		うち父親と子どもの核家族世帯	12	0.2(0.8)	13	0.2(1.1)

^{※()}内は、「18歳未満の子どもがいる世帯数」に対する比率

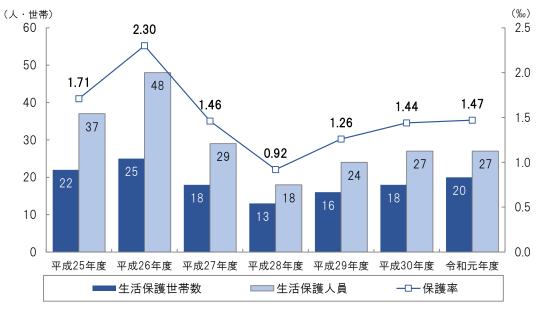
【資料】国勢調査(各年10月1日現在)

(6) 生活保護世帯等の状況

生活保護受給世帯数及び受給者数の状況は、平成 25 年度(2013 年度)以降、増減はある ものの、令和元年度(2019 年度)末時点で受給者は 20 世帯、27 人となっています。

人口に対する保護率をみると、1.47%となっており、近年ではやや増加傾向となっています。

生活保護受給世帯数及び受給者数等の推移



※‰ (パーミル)とは、1000分の1を1とする単位。

【資料】大阪府池田子ども家庭センター(各年度末現在)

(7) 地域における福祉の主な担い手

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会(略して「社協」と呼ばれます)は、社会福祉法 109 条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性をもつ民間の福祉団体です。住民、福祉専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体、行政などが参加し、「住民主体」の理念のもとで、地域福祉の課題をみんなで考え、協力して解決に取り組んでいます。

豊能町社会福祉協議会における主な福祉活動

	地区福祉委員会を基盤に、支援の必要な方を近隣住民で見守り、援助す
地域福祉活動の推進	るきめ細やかな活動を推進しています。地区福祉委員会と協力し、ひと
及び小地域ネットワ	り暮らし高齢者・障害者・子育て関連の事業を実施しています。
ーク活動、地区福祉	また、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターを
委員会活動の支援	配置し、各種相談や住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開
	発と支援に関するニーズと取り組みのマッチングを行っています。
 ボランティアセンタ	ボランティアに関する相談や情報提供、活動支援を行っています。ボラ
ー事業	ンティア活動に関心を持ってもらえるよう、各種講座の開催やボラン
尹未	ティアの需給調整を行います。
	要介護状態の方やひとり暮らしの高齢者が地域の中で安心して生活で
在宅サービス事業	きるよう、車イスや福祉車両の貸出、ひとり暮らし高齢者支援、緊急時
	安否確認(かぎ預り)事業、電話訪問等を実施しています。

② 民生委員児童委員協議会

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名され、担当区域を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

本町では、現在 51 名の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しており、6 地区ごとに地区委員会を組織して、地区活動を実施しています。

地区別の民生委員・児童委員の配置状況

		東能勢地区	希望ヶ丘 地区	吉川・ ときわ台 地区	東ときわ台地区	光風台 地区	新光風台 地区	合計
Ð	民生委員・児童委員	8	8	8	9	10	8	51
	うち主任児童委員		1	1	1		1	4

③ 地区福祉委員会

地区福祉委員会は、概ね小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、 小地域での住民同士の支えあい活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回り で起こっている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のた めの」自発的な組織です。

令和2年度(2020年度)現在、豊能町には6つの地区福祉委員会が組織されています。

域:日常生活圏とし、概ね小学校区を基本としています。 \odot

織:自治会、民生委員・児童委員、ボランティア連絡会・ボランティアグループ、 ◎組 老人クラブ、介護者(家族)の会、障害者団体、地域の協力者個人等で構成し

ています。

◎活動内容:支援の必要な方を近隣住民で見守り援助する「小地域ネットワーク活動」に取 り組んでいます。

- ・個別援助…見守りや声かけ訪問など
- グループ援助…ふれあいサロン・カフェ、ティールーム、子育てサロンなど
- 地区福祉委員会活動…広報紙の発行、各種研修、地域実態調査など

4 自治会

自治会は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成され た任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの基礎単位となります。

自治会は、地域住民の親睦と連携の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場になっ ています。

■自治会の主な活動

• 地域の伝統的な行事

交诵安全活動

防火・防犯・防災活動

清掃活動

・スポーツや文化のサークル活動 など

⑤ ボランティア活動団体

ボランティア団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会を目指し、自分たちのできることを自らが率先し、災害・福祉・環境・教育・スポーツなど、さまざまな活動を行っています。 また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。 福祉分野でも高齢者や障害のある人、子育てに関する支援など、人を支え、助けるボランティア活動が行われています。

豊能町では、社会福祉協議会がボランティアセンターの事務局としての役割を担っており、ボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要としている人をつなげるコーディネートを行っています。

(令和2年(2020年)9月現在)

グループ名 【会員数】	活動日・主な活動場所等	活動内容
ふきのとう 【5人】	不定期	高齢者との茶話会の開催
杉の会 【24 人】	第1・2・4木曜日/13:30~15:30 第3月曜日/13:30~15:30 社協ボランティアルーム	定例会はろう者を交えての手話学習、講演等での手話通訳や手話講習会での講師等、年数回のレクリエーション
豊能登山 キャンプクラブ 【70 人】	不定期	キャンプボランティアスタッフとして 子ども対象のキャンプを主催、野外活動 リーダーの養成
ゆずり葉会 【12人】	第2金曜日/オイスカ関西研修センター	オイスカ関西研修センターで日本文化にふれてもらうための交流・指導(国際交流)
大阪府高齢者大学 同窓会豊能 【99 人】	不定期/西公民館、図書館、 町内公共施設等	世代間交流、伝承玩具・手作りおもちゃ の指導、朗読語り部の出前や歌体操のチョットした指導・出前サービス
朗読ボランティア グループ「せせらぎ」 【15 人】	第2・4月曜日/13:00~15:00 社協ボランティアルーム	社会福祉協議会広報紙・広報とよのの録音、テープ図書(ボランティアルームに設置)の作成、対面朗読等
やよい会 【34 人】	①年8回程度/西公民館 ②年3回 ③毎週月曜日、他月3回	①サロン活動(歌、体操、茶話会) ②昼食会(年1回)外出交流会(年2回) ③高齢者施設訪問(3か所)
点訳サークル 「てんとうむし」 【20 人】	月2回程度水曜日/夜間/西公民館 第1・3月曜日/午後 社協ボランティアルーム	点訳の学習、社会福祉協議会広報紙・ご み処理施設の広報紙「森の泉」・絵本・ カレンダー等の点訳、小中学校での啓発 活動、視覚障害者との交流

グループ名		
【会員数】	活動日・主な活動場所等	活動内容
豊能町食生活改善推進員協議会 【34人】	火曜日/保健福祉センター	健全な食生活の実践を目指し、幅広く食育活動を提供し楽しく健康づくりをすすめる活動を実施
文字通訳グループ 「かざぐるま」 【10人】	第 1 • 3 木曜日/13:30~16:30 第 4 木曜日/18:30~20:30 西公民館	健聴者(要約筆記者)が聞き取った話の 内容を、その場で聴覚障害者に文字で伝 える文字通訳
コープこうベサーク ル「アップリケ」 【5人】	第3月曜日/コープ新光風台店集会所	寝たきりのお年寄りや身体の不自由な方々への清拭布(使い捨て用布)作り
ボランティアグルー プ箏曲千鳥の会 【10人】	不定期	琴演奏による施設訪問や地域行事への 参加
やすらぎの会 【26 人】	第3金曜日/ 社協ボランティアルーム他	高齢者との交流、サロンの開催(送迎あり)
虹の会 【24 人】	バザー 年2~3回 清掃活動 月1回	不用品バザーによる収益金で町内小学 1年生へ防犯ブザー等の贈呈、アドプト ロード虹の道(光風台)の清掃活動
電話訪問グループ 「べる♪」 【5人】	不定期/ 社協ボランティアルーム	70 歳以上のひとり暮らし・ふたり暮ら し・昼間独居でお住まいの方へ電話によ る訪問
歌体操豊悠【12人】	第2火曜日、第4木曜日/ 9:30~11:30 東ときわ台自治会館	音楽に合わせて手足を動かす歌体操を 通して、高齢の方の健康増進を図る
よさこいサークル よっちょれ 【7人】	第2・4日曜日/10:00~12:00 中央公民館	よさこい踊りによる施設訪問や地域行 事への参加
苗の会 【5人】	不定期	手作り作品販売の収益金を福祉団体等 へ寄付、施設等の利用者に芋掘り、花摘 みの場の提供
ハンドベル倶楽部 「かりん」花鈴 【11 人】	第1・3土曜日、第2・4金曜日/ 9:00~12:00 西公民館	施設等でハンドベル・トーンチャイムの 演奏、ミュージックベルの体験
「夢楽らいぶ」一座 【3人】	不定期	施設等で行う元気いっぱいギター弾き 語りショー(ボランティアライブ)
豊能町コピスクラブ【13人】	第2・4土曜日/9:00~15:00 シートス西側の町有林	雑木林の林床整備・間伐の手入れを行い、自然を保全しつつその有意義な活用 を図る
3B体操 【6人】	不定期/町内公共施設等	ボール・ベル・ベルターを使用して、誰でも無理なく楽しむことができる健康 体操
親まなび♡でこぼこ ひょろりん 【5人】	不定期/西公民館等	子育てと共に親自身が学び育っていく ことを目的に体験学習を取り入れた講 座を開催

グループ名 【会員数】	活動日・主な活動場所等	活動内容
ダンス計画 【10 人】	毎週木曜日/西公民館	主に高齢者施設を訪問し、懐かしの昭和 歌謡や外国の映画音楽等にあわせて創 作ダンスを披露
豊能町観光ボラン ティアガイドの会 【40 人】	第3水曜日/西公民館、吉川自治会館、 社協ボランティアルーム等	町内の歴史・民俗・文化等の説明を行い ながら豊能町を案内
とよの絵本の会 「とまと」 【16 人】	①第4木曜日/図書館 ②第1・3土曜日/図書館 ③月1回/保育所	①例会②ものがたりの時間③読み聞かせ、地域の子どもたちを対象にした絵本の読み聞かせ、ストーリーテリング(お話を語って聞かせること)手遊び、お誕生日会など
檸檬のきもち 【3 人】	毎週水曜日/町内公共施設等	音楽に親しんでいただけるようオカリナを中心に他の楽器とのコラボレーションを行い、地域の行事や施設での演奏を実施
とよのガイドヘルプ の会「ウィズ・ユー (with you)」【4人】	不定期	視覚障害者の外出支援、また学校や地域 で行う福祉体験学習のサポート
元気あっぷ倶楽部 【29 人】	第 1・3 金曜日、第 2・4 木曜日/ 西公民館 不定期/社協ボランティアルーム	地域の行事に参加、玉すだれ、銭太鼓、 体操、絵手紙、ハーモニカ、マジック等
atelier (アトリエ) T 【4人】	毎週火・金曜日/午後/ 中央公民館	木(主に間伐材)、竹、綿、麦(棚田で 工作)等自然素材の作品作り
いやしのハープ ライラ 【3人】	不定期/光風台	小型ハープを用いた体験参加型(聴く、歌う、演奏する等)活動 ・依頼先への訪問 ・癒しのハープサロン(音楽、人、新たな自分との出愛の場)
フォーラム 北摂五郷の里 【15 人】	第4火曜日/午前	広域(豊能町・能勢町・猪名川町・川西 市山下以北・止々呂美)の魅力共有・地 域間の交流企画・地域への情報発信など
リコーダー アンサンブルとよの 【4 人】	不定期	リコーダーと鍵盤楽器でバロック音楽 等を演奏
豊能町傾聴の会 「たまゆら」 【9 人】	月 1 回/社協ボランティアルーム	地域での傾聴活動と傾聴に関する勉強会
リノ・フラ・モエ 【13人】	月3回月曜日/光風台自治会館	フラダンス、ヨガ、高齢者向けの体操で 地域の行事に参加
若葉会【3人】	不定期	施設や地域の行事に参加し、腹話術・マジックを披露
オカンバレエ団 【10人】	不定期	参加型ライブ(音楽、バレエ、ダンス) の披露、「笑いヨガ体操」等のワークショップの開催

【資料】社会福祉協議会

⑥ NPO法人

NPOとは「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人といいます。

(令和2年(2020年)9月現在)

		(1412十 (2020 十) 3 71到正)
グループ名 【会員数】	活動日・主な活動場所等	活動内容
特定非営利活動法人 愛花会(いつかかい) 【50人】	不定期/公共花壇、育苗施設	花いっぱい運動を推進し、花と緑があふれる街づくりに貢献するための公共花壇の整備
特定非営利活動法人 元気いきいきグループ 【10人】	随時/希望ヶ丘地区	広報とよの等の宅配、幹線道路等清掃、 公園遊具の点検、こども 110番への支援協力など
特定非営利活動法人 ワークインとよの 【21 人】	随時/豊能町西地区	広報とよの等の宅配、アウトドア講座の 実技教習研鑽、道路瑕疵箇所の把握など
特定非営利活動法人 フィルハーモニックウィンズ 大阪【10人】	随時/豊能町立ユーベルホール	演奏会、講習会・セミナーの実施を通し 音楽に親しみ、音楽の楽しさを伝えてい く事業
特定非営利活動法人 豊能町ふるさとおこし協議会 【20人】	随時/高山地区、東ときわ台	農業振興、農産物加工、空き家対策、空 き家管理サービス事業など
特定非営利活動法人 影絵劇団おととえ座 【13 人】	随時/豊能町内ほか	影絵劇の制作、幅広い世代の人々を対象 とした上演会や演奏会など
特定非営利活動法人 ヴィエントとよの 【11 人】	随時/豊能町内	スポーツクラブのプログラムの管理・運営、農地を借用し植え付け・収穫・販売 等の実施
特定非営利活動法人 空き家サポートセンター 【19 人】	随時/豊中市ほか	空き家・空き地問題の解決のための空き 家セミナー及び法律相談会など

【資料】秘書人事課

⑦ 当事者団体

同様のニーズをもつ人たちが集まり交流し、お互いの経験などを生かして相談にのったり、 支えあいの活動や事業を行っています。

(令和2年(2020年)8月末現在)

		(16182 (2626) 673/10812/
グループ名 【会員数】	活動日・主な活動場所等	活動内容
豊能町老人クラブ 連合会 【1,401 人】	2か月に1回 老人福祉センター	会員の健康増進、介護予防に努め、老人福祉に関する研修会や広報活動、社会参加、社会奉仕及び友愛支援事業を行い、会員相互の生きがいと親睦を図っています。
豊能町介護者(家族) の会 【68 人】	毎月1回(第4木曜日) 保健福祉センター	より良い介護を考え、豊能町の福祉の充実を目指して活動しています。寝たきりや認知症高齢者の介護者(家族)、かつて介護をされた家族、老人問題に関心のある方などで構成しています。月1回、会員のつどいや介護に関する勉強会、広報紙発行を行っています。
豊能町ひとり暮らし 高齢者の会「あかね」 【53 人】	毎月1回(不定期) 西公民館	ひとり暮らし高齢者同士の親睦を図るとともに地域社会との交流を深め、健康と生きがいを高めていくことを目的に活動しています。
豊能町肢体不自由 児者父母の会 【4人】	おおむね2か月に1回 (不定期)	地域に向け障害者への理解のための啓発活動や福祉行 政の充実を求めるための活動を行っています。とよのま つり、夏祭りへの参加、バザー等も実施し、能勢町にあ る障害者施設「ともがき」への支援も行っています。

【資料】健康増進課、福祉課、社会福祉協議会

8 社会福祉施設·事業所

高齢者関係、障害者関係、児童関係のさまざまな福祉施設や事業所があります。

■高齢者関係施設・事業所

(令和2年(2020年)4月1日現在)

居宅系サービス	か所数	施設・居住系サービス	か所数
居宅介護支援事業所	6	認知症対応型共同生活介護	1
訪問介護	6	介護老人福祉施設	2
訪問看護	2	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
通所介護	2	合 計	5
短期入所生活介護	3		
認知症対応型通所介護	1		
地域密着型通所介護	7		
介護予防支援事業所	1		
合 計	28		(Venilo)

【資料】保険課

■障害者関係施設・事業所

(令和2年(2020年)9月1日現在)

		(1-10-1 (-1-1)	0,0 . 00012/
訪問系・日中活動系サービス	か所数	相談支援	か所数
居宅介護	4	計画相談支援	1
重度訪問介護	4	地域移行支援	1
同行援護	2	地域定着支援	1
短期入所	1	障害児相談支援	1
生活介護	3	合 計	4
就労継続支援(B型)	2	居住系サービス	か所数
放課後等デイサービス	2	施設入所支援	1
児童発達支援	1	共同生活援助	1
合 計	19	合 計	2

【資料】福祉課

■児童関係の主な施設(学校・幼稚園・保育所を除く)

(令和2年(2020年)4月1日現在)

(刊和2年(2020年)4月1日	
訪問系・日中活動系サービス	か所数
地域子育て支援センター	1
ファミリー・サポート・センター	1
図書館・図書室	2
子育て世代包括支援センター	1
合 計	5

【資料】教育委員会

⑨ その他の福祉人材

上記以外に下記の人たちが地域福祉活動を担っています。

(令和2年(2020年)8月末現在)

人材	活動内容	人数
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症の方やその家族を 見守り支えていく人のこと	2,509
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人	87
コミュニティソーシャ ルワーカー	「福祉のなんでも相談員」として、生活上の困りごと等の相談を 受け、解決に向けて本人や家族、相談窓口との調整役となります	1
生活支援コーディネー ター	「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域の社会資源の把握や地域に不足するサービスの創出、担い手の養成、連携の為のネットワーク構築を行う人	1

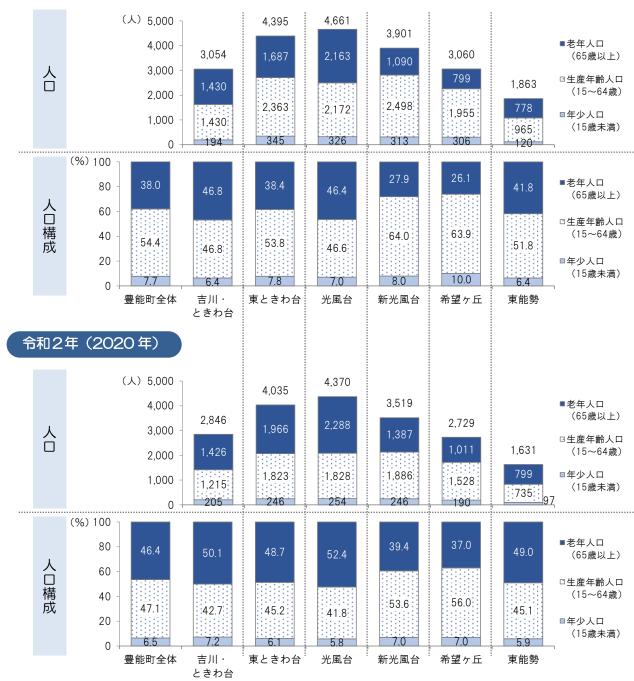
【資料】福祉課、健康増進課

(8) 地区別の概況

町内の6つの地区における概況は以下のとおりです。

どの地区も、この5年間で人口が大きく減少しており、町全体では8.6%の減少となっているのに対し、東能勢では12.5%の減少となっています。一方で、高齢者人口はどの地区も増加しており、特に、吉川・ときわ台及び光風台では、令和2年(2020年)9月末現在で、すでに高齢化率が半数を超え、高齢化が顕著に進んでいます。

平成 27年(2015年)



【資料】住民基本台帳(各年9月末現在)

2 住民アンケート調査からみる町の状況

地域住民が支えあい、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、住民の地域福祉に 関する現状や意見を把握し、町の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

【調査の概要】

調査対象: 町内にお住まいの 18歳以上の男女 2,000 人

・調査方法:無作為抽出による郵送配布・郵送回収

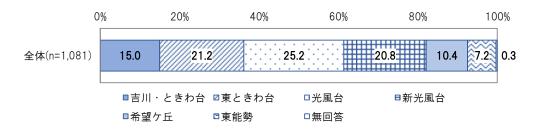
·調査期間:令和2年(2020年)8月~9月

回収状況:1,081人(有効回収率:54.1%)

(1)回答者の属性

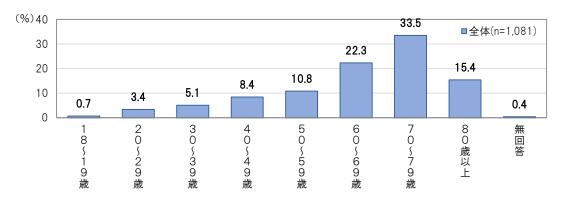
≪回答者の居住地区≫

回答者の居住地区は、「東ときわ台」、「光風台」、「新光風台」がそれぞれ2割以上を占め、 実際の地区別居住者の構成とほぼ同程度の構成割合となっています。



≪回答者の年齢≫

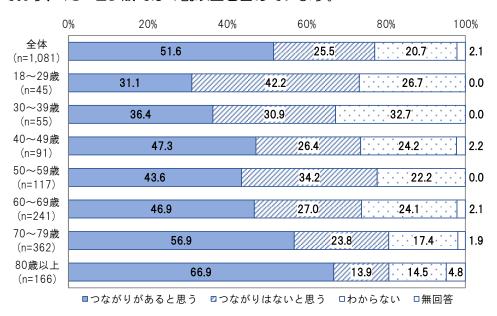
回答者の年齢は、「70~79歳」が3割以上を占めて最も高く、次いで「60~69歳」、「80歳以上」の順となっており、60歳以上が7割以上を占めています。



(2) 住んでいる地域に関する意識や行動について

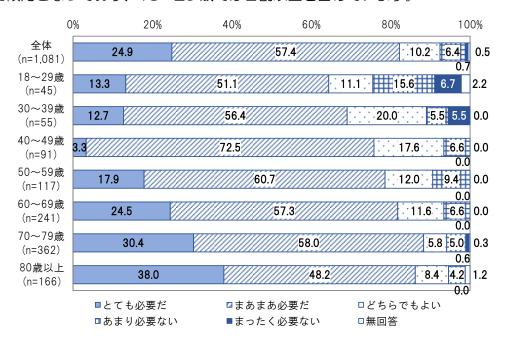
≪地域とのつながり≫

地域とのつながりでは、全体では「つながりがあると思う」が半数以上を占めているものの、年代別にみると、概ね年齢が下がるにつれて「つながりはないと思う」が増加傾向となっており、18~29歳では4割以上を占めています。



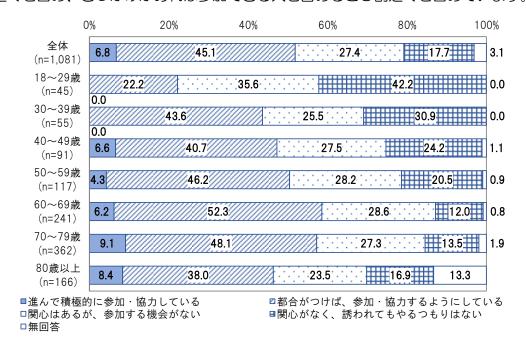
≪日常生活を送る上での近所付き合いの必要性≫

日常生活を送る上での近所付き合いの必要性では、全体では「まあまあ必要だ」が6割近くを占めて、「とても必要だ」と合わせると8割以上となっているものの、年代別にみると、概ね年齢が下がるにつれて『必要ない』(「あまり必要ない」+「まったく必要ない」)が増加傾向となっており、18~29歳では2割以上を占めています。



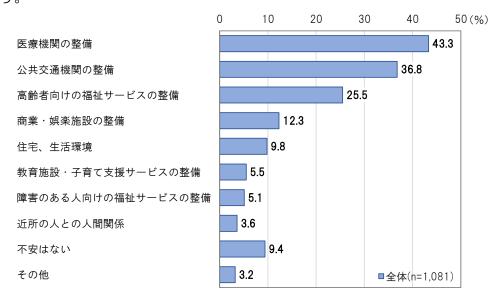
≪地域の行事や地域活動への参加状況≫

地域の行事や地域活動への参加状況では、全体では「都合がつけば、参加・協力するようにしている」が4割以上を占めており、「進んで積極的に参加・協力している」と合わせると半数以上の参加率となっています。また、「関心はあるが、参加する機会がない」が3割近くを占め、きっかけがあれば参加できる人を含めると8割近くを占めています。



≪住んでいる地域で不安に感じていること≫

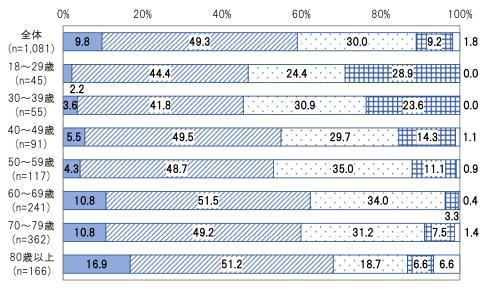
住んでいる地域で不安に感じていることでは、「医療機関の整備」が4割以上を占めて最 も高く、次いで「公共交通機関の整備」、「高齢者向けの福祉サービスの整備」の順となっ ています。



(3)地域での支えあいについて

≪地域福祉(自助・互助・共助・公助)への関心度≫

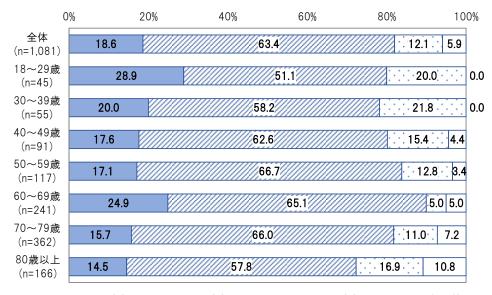
地域福祉(自助・互助・共助・公助)への関心度では、全体では「ある程度関心がある」が約半数を占めて、「関心がある」と合わせると6割近くとなっているものの、年代別にみると、概ね年齢が下がるにつれて『関心がない』(「あまり関心がない」+「関心がない」)が増加傾向となっており、18~39歳では半数以上を占めています。



■関心がある □ある程度関心がある □あまり関心がない □関心がない □無回答

≪高齢者や障害のある人を地域で支えあい、見守る活動への参加意向≫

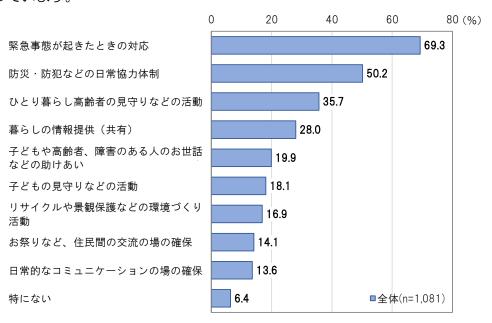
高齢者や障害のある人を地域で支えあい、見守る活動への参加意向では、全体では「ぜひ参加したい」が2割未満となっているものの、年代別にみると、18~29歳で3割近くを占めて最も高く、地域のつながりが少ない若年層での参加意向が高くなっています。



■ぜひ参加したい ②あまり参加したいとは思わない □参加したくない □無回答

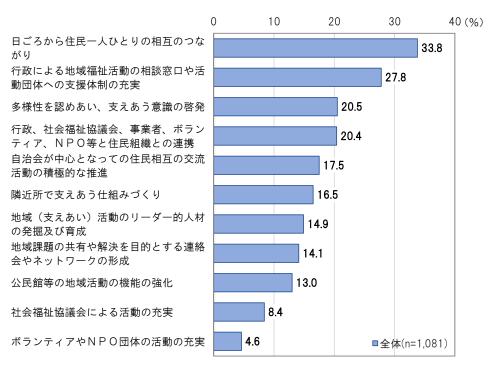
≪地域に期待すること≫

地域に期待することでは、「緊急事態が起きたときの対応」が約7割を占めて最も高く、 次いで「防災・防犯などの日常協力体制」、「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」の 順となっています。



≪地域での支えあい活動を進めていくために必要な取り組み≫

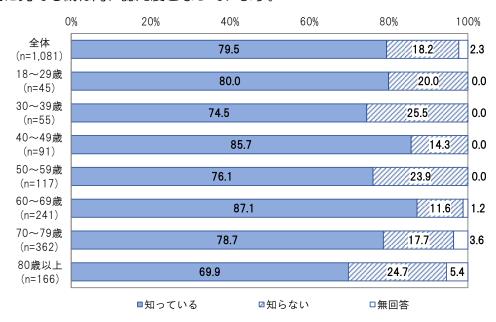
地域での支えあい活動を進めていくために必要な取り組みでは、「日ごろから住民一人 ひとりの相互のつながり」が3割以上を占めて最も高く、次いで「行政による地域福祉活 動の相談窓口や活動団体への支援体制の充実」となっています。



(4)災害時の対策について

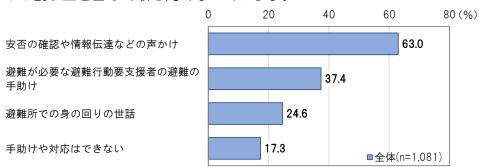
≪災害時に避難する場所の認知度≫

災害時に避難する場所の認知度では、全体では「知っている」が約8割を占めており、 年代別に見ても概ね高い認知度となっています。



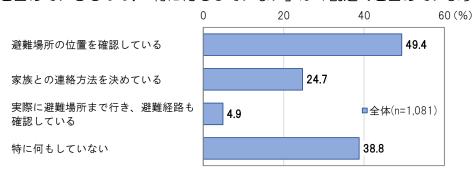
≪災害時に避難行動要支援者にできる手助けや対応≫

災害時に避難行動要支援者にできる手助けや対応では、「安否の確認や情報伝達などの 声かけ」が6割以上を占めて最も高くなっています。



≪自宅以外の場所への避難のため備えていること≫

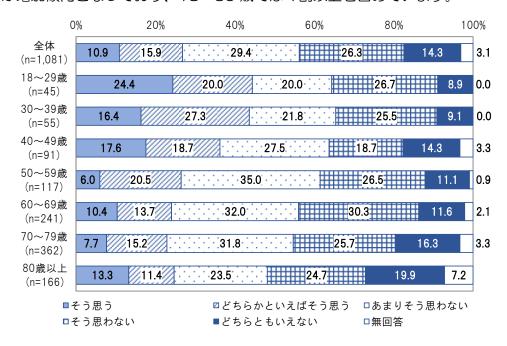
自宅以外の場所への避難のため備えていることでは、「避難場所の位置を確認している」 が約半数を占めているものの、「特に何もしていない」が4割近くを占めています。



(5) 自殺対策について

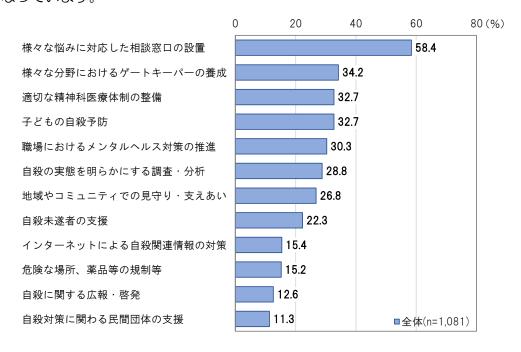
≪自殺対策が自分自身に関わる問題だと思うか≫

自殺対策が自分自身に関わる問題だと思うかでは、全体では「あまりそう思わない」が約3割を占めて、「そう思わない」と合わせると半数以上となっているものの、年代別にみると、概ね年齢が下がるにつれて『そう思う』(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」)が増加傾向となっており、18~39歳では4割以上を占めています。



≪必要な自殺対策≫

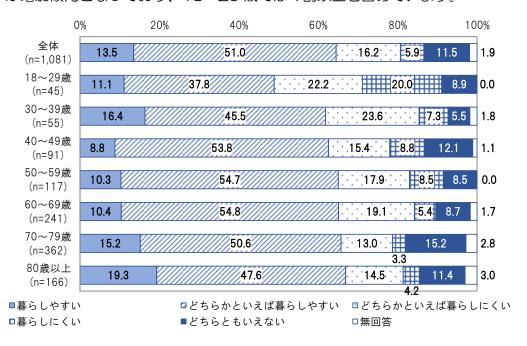
必要な自殺対策では、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が6割近くを占めて最も 高くなっています。



(6) 福祉のまちづくりについて

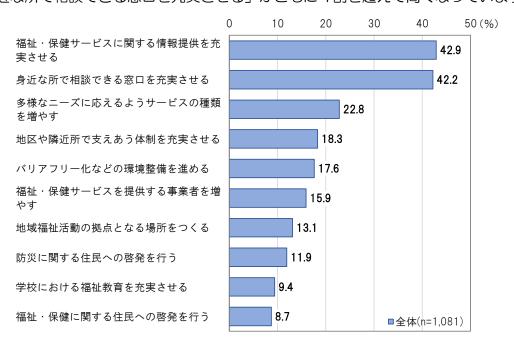
≪豊能町の暮らしやすさの評価≫

豊能町の暮らしやすさの評価では、全体では『暮らしやすい』(「暮らしやすい」+「どちらかといえば暮らしやすい」)が6割以上となっているものの、年代別にみると、概ね年齢が下がるにつれて『暮らしにくい』(「どちらかといえば暮らしにくい」+「暮らしにくい」)が増加傾向となっており、18~29歳では4割以上を占めています。



≪福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきこと≫

福祉のまちづくりのためには、「福祉・保健サービスに関する情報提供を充実させる」、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」がともに4割を超えて高くなっています。



3 関係団体アンケート調査からみる町の状況

地域活動等の活性化や地域住民を支えるネットワークの構築に向けて、地域福祉に関する現状や意見を把握し、町の施策や計画の基礎資料とするために実施しました。

【調査の概要】

・調査対象:町内の関係団体 29団体(回答 28団体)

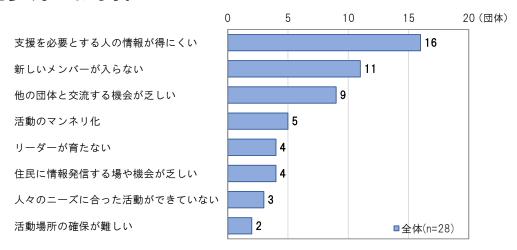
• 調査方法:郵送配布 • 郵送回収

調査期間:令和2年(2020年)8月~9月

(1)団体の活動について

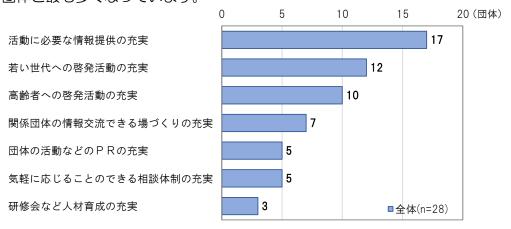
≪活動する上で困っていること≫

活動する上で困っていることでは、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が 16 団体 と最も多くなっています。



≪地域福祉を推進していく上で、今後重要と思うこと≫

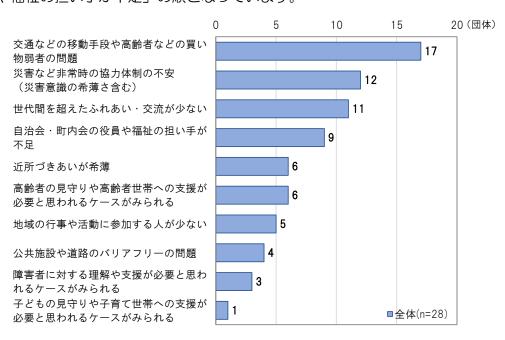
地域福祉を推進していく上で、今後重要と思うことでは、「活動に必要な情報提供の充実」 が 17 団体と最も多くなっています。



(2)活動を通して見える地域の状況について

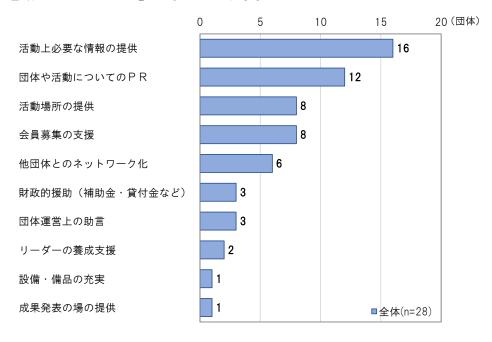
≪活動する中で、地域で問題だと感じていること≫

活動する中で、地域で問題だと感じていることでは、「交通などの移動手段や高齢者などの買い物弱者の問題」が17団体と最も多く、次いで「災害など非常時の協力体制の不安(災害意識の希薄さ含む)」、「世代間を超えたふれあい・交流が少ない」、「自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足」の順となっています。



≪今後、豊能町に望むこと≫

今後、豊能町に望むことでは、「活動上必要な情報の提供」が 16 団体と最も多く、次いで「団体や活動についてのPR」となっています。



4 第3次計画の進捗評価

第3次計画の基本目標ごとに、取り組みの進捗状況について評価を行いました。

(1) 地域の絆が実感できるまちづくり

(コミュニティの活性化と交流促進、交流の場・拠点づくり)

地域住民の高齢化や社会情勢により、自治会の加入率が低下してきています。地区別懇談会においても同様の意見が出ており、役員の仕事の負担が大きく、なりたくないという意識が働いていることなどが考えられます。

地域での交流事業については、学校園所との交流や訪問活動・地域交流・サロン等、地域の方々との交流に取り組んでいましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各交流活動はほぼ実施できない状況となっています。地域のつながりを途切れさせない新しい活動の形を検討していくことが必要となっています。

(2)地域福祉を担う人づくり

(福祉意識の啓発と人材の発掘、ボランティアの育成と活動支援、地域主体の福祉活動の充実)

広報紙やホームページなどを通して情報発信をしており、令和2年(2020年)7月からは、「とよの民児協だより」の町ホームページへの掲載をしています。

ボランティア活動の活性化に向けては、自分たちの地域を自分たちで支える生活支援活動の団体も増え、利用者も増加しており地域内での助けあい活動が広がりを見せています。ただ団体によっては活動者数があまり増えていないところもあり、高齢化に伴う活動者の掘り起こしが必要となっています。

(3)連携して支えあう仕組みづくり

(相談支援体制の整備、連携による総合的な支援体制づくり、防災と災害時の要支援者対策)

民生委員・児童委員の訪問活動や地域交流等を通じて専門機関につなげ、必要に応じて、 関係機関によるケース会議を行い、連携して問題解決に努めています。

豊能町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業では、民生委員・児童委員や地区福祉委員、 認知症キャラバンメイトへいち早く行方不明者情報を伝達できるよう「社協一斉メールシス テム」を活用しています。警察や地域住民、介護保険サービス事業所などが協力して、認知 症の本人が行方不明になった場合を想定し、模擬訓練を何度も重ねています。 高齢者を地域全体で見守る体制に向けては、平成25年度(2013年度)から豊能町と協力事業者等がお互いに連携して、ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークを構築し見守りを行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう支援に努めています。

また、災害時の要支援対策では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、年1回更新して避難 支援等関係者(消防署、豊能警察署、自主防災組織、民生委員)と避難行動要支援者情報を 共有し、災害時の避難支援や速やかな安否確認、緊急時対応に備えているものの、名簿をよ り効果的に活用するための個別支援計画の作成には至っていません。

令和2年(2020年)6月現在、自主防災組織を立ち上げた自治会は、14自治会中、9 自治会となっています。自主防災組織の組織化・組織力の向上のため、地区住民への自主防 災組織の必要性の理解を促進していく必要があります。

(4) 安全・安心な福祉の生活環境づくり

(権利擁護と自立支援、生活困窮者への支援、地域での福祉施策の充実、安全で快適な福祉環境づくり)

成年後見制度については、リーフレットの配布や講演会の開催により周知・啓発を図っています。生活困窮者への支援については、大阪府池田子ども家庭センターと連携し、相談支援員による生活困窮状態からの早期脱却に向けた継続的支援に努めています。今後も、潜在的な、制度の利用が必要と思われる方を把握し制度利用につなげていくことが課題となっています。

犯罪や消費生活被害などは、府内の他市町村に比べ、件数は少ないものの、本町は高齢者の割合が多いため、地域の防犯力の向上に向けて、青色回転灯搭載車によるパトロールや街頭での見守り・声かけを行っています。

環境づくりでは、平成30年度(2018年度)にときわ台駅のバリアフリー化、令和2年度(2020年度)に町道ときわ台駅前線(送迎広場)の整備を行いました。高齢化のさらなる進展により、運転免許の返納が増えるなど地域公共交通の必要性が高まっているものの、一方で生産年齢人口の減少により、公共交通の利用者が減少傾向にあり、路線を維持していくことが困難になってきています。

5 豊能町の地域福祉を取り巻く課題の整理

(1)地域との連携の希薄化・"地域力"の低下

少子高齢化等に伴うひとり暮らし・核家族化の増加により、自治会加入者の減少や地域と の付き合いが希薄化している現状があります。地区別懇談会においても、地域内の交流の減 少や活動者や参加者の減少や固定化、若者の参加率の低さを指摘する声が多くなっています。

また、個人情報保護の壁もあり、同じ地域にどのような人が住んでいるのか分かっていない、高齢者等の支援が必要な人がいてもなかなか実態が把握できないなど、地域における住民同士や団体同士の連携の希薄化により"地域力"の低下がみられます。

(2) 地域生活への移行(地域包括ケアシステムの深化)

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画等の個別計画においては、地域包括ケアシステムの構築など、生活支援の充実に移行しており、できる限り住み慣れた地域での生活を推進しています。

また、国においては、福祉分野においても、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、 地域のあらゆる住民が役割を持ち、公的な福祉サービスと協働して支えあい、助けあいなが ら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が推進されています。

高齢者のみの世帯や障害のある人の世帯など、何らかの支援がないと地域生活を維持することが難しい場合もあり、在宅での生活を支えるための各種支援・サービスの充実とともに、地域での見守りや声かけなど、地域での支援ネットワークを構築していく必要があります。

(3) 住民の抱える地域生活課題の多様化

生活様式や考え方の多様化に伴い、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待・権利侵害、 貧困を含む低所得の問題、ひきこもり、8050問題、親の介護と育児を同時に行うダブルケ アなど、住民の地域生活課題は多様化してきています。

地区別懇談会においても、独居の高齢者や幅広い年代のひきこもりの問題、生きづらさを抱えた人の問題など、地域のさまざまな課題が挙げられました。高齢者や障害のある人、子ども等の分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が多様化・複雑化しているケースや各種制度の狭間にあるケース、支援や援助を必要としながらも自ら相談や情報収集ができず、地域の中で孤立しているケースなどもあります。それらの支援が必要な人を、必要な支援に確実につなげていくことが必要です。また、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行っていくことが必要です。

(4)活動団体等の減少・高齢化

関係団体アンケート調査等において、現在の活動者や参加者の高齢化が進んでおり、次代につながる担い手がいないといった意見が多くみられました。新規登録や参加の人数は少なく、会組織自体の存続が難しい状況となっている地域もあり、新たな人材の確保や次のリーダーの育成が課題となっています。

また、各団体が各地域でそれぞれに活動をしているものの、お互いにどのような活動がされているのか分からないなどといった意見も多く、定期的に取り組み内容や先進事例などの情報共有、意見交換などができる場を設けることにより、各活動の連携や充実を図っていく必要があります。

(5)災害や感染症への対策

近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。 高齢化の進行に伴い、災害時に支援や介助が必要な、一人で避難できない人も増えてきてい ます。災害時には地域での協力が欠かせないことから、平常時から地域における見守り活動 を通じ、地域での顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症においては、活動自粛によって地域での活動の停滞がみられました。感染症対策を徹底しつつ必要な取り組みを継続していくための情報提供や支援について検討していく必要があります。

第3章計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口減少や後期高齢者の増加、価値観や生活様式の多様化等に伴い、地域のつながりが弱くなり、地域で福祉を支える力も弱まってきています。また、高齢者や障害のある人など支援を必要とする人をはじめ、生活上のさまざまな課題を抱えている人が増えてきています。

住民アンケート調査や関係団体アンケート調査、地区別懇談会においては、これからの地域 づくりに向けて、人と人のつながり、人と地域とのつながり、地域の関係団体同士のつながり の強化が必要であるといった意見が多くみられました。

本計画は、地域に住む人々を主人公として、自治組織、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政が協働して、すべての人が地域の中でかかわりあって、自分らしく、安心して、みんながいっしょに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、以下のように基本理念を定めます。

地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの









2 基本目標

計画の基本理念の「地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの」の実現に向けて、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 みんなの顔が見える絆づくり

地域福祉活動を進めるにあたり、私たちは地域の一員であることを自覚しなければなりません。また、地域で発生する福祉課題を予防・発見・解決するためには、その基盤として住民同士が日常的に交流し、つながりがあることが基本です。

人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけます。

基本目標2 地域福祉を推進するまちづくり

地域福祉の推進にあたっては、持続的に活動を推進し、また多様な地域活動を展開していく ための人材の確保と育成が不可欠です。

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。この精神の浸透を図るとともに、新たな地域 福祉の担い手や、活動の中心的な役割を担うリーダーの育成を目指します。

基本目標3 地域で助けあい支えあう環境づくり

家庭や地域が抱える問題は複雑化、多様化しています。これまでの見守り活動や公的制度から外れる人も増加し、社会的に孤立する人も増加しています。地域の中でお互いに支えあって 安定した暮らしができるよう、身近な地域で誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、地域において、みんなが、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及するとともに、地域課題に対応していくために、地域福祉に関わる機関の連携を強化し、地域福祉のネットワークの構築を目指します。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

年齢や障害、経済状況などにかかわらず、誰もが、住み慣れた地域や家庭で、生涯を通して 安全・安心に暮らせることを望んでいます。誰もが住みやすく、出かけやすいまちの実現に努 めます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
	基本目標 1	(1)コミュニティの活性化と交流促進 P42
	みんなの顔が見える 絆づくり	(2) 交流の場・拠点づくり P43
地域のつながりでつくる		(1)福祉意識の啓発と人材の発掘 P44
ながい	基本目標 2 地域福祉を推進する	(2)ボランティアの育成と活動支援 P45
りでつく	まちづくり	(3)地域主体の福祉活動の充実 P46
		(1)相談支援体制の整備 P47
安心して暮らせ		(2)連携による総合的な支援体制づくり P49
暮 ら せ	基本目標 3 地域で助けあい	(3) 高齢者・障害者・子育て等に対する支援 P51
るまち	支えあう環境づくり	(4)権利擁護と自立支援 P52
るまち・とよの		(5)生活困窮者への支援 P53
0)	基本目標 4	(1)防災と災害時の要支援対策 P54
	誰もが安心して 暮らせる地域づくり	(2)安全で快適な福祉環境づくり P56

基本目標1 みんなの顔が見える絆づくり

(1) コミュニティの活性化と交流促進

地域が一丸となって、住民の抱える生活課題の早期発見・早期対応に取り組むためには、日頃からのつきあいの中で信頼関係を築き、顔の見える関係づくりができていることが重要です。 地域活動や地域のイベント・交流活動を通して、希薄になりつつある地域の「つながり」の 大切さをみんなで再確認し、コミュニティの活性化を図ります。

		<u> </u>
		●性別や年齢などに関係なく、恥ずかしがらずに大きな声であいさつ や声かけを積極的に行いましょう。
с п+	自分たちで	●ひとり暮らし高齢者などの話し相手になりましょう。
自助	できること	●回覧などの連絡事項は、できるだけ手渡しとし、顔を合わせる機会
		を増やしましょう。
		●となり近所で困っていたら助けあいましょう。
		●地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるよう
五曲		にしましょう。
互助	地域で	●学校の授業や行事等に協力するなど、同じ地域住民として少しでも
共助	できること	地域に貢献できるように心がけましょう。
六切		●地域で自治会業務を整理し高齢者の負担軽減を図るなどして自治会
		員の減少を防ぐように努めましょう。
		自治会加入率の向上
		●有事の際の自治会での共助の重要性等を周知していくことで、住民
		自治の基礎単位である自治会加入率低下を防止していきます。
		地域での障害者の交流
		●新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えず、これまでと同じ形
公助	行政で	を継続することが困難であることから、新たな交流の形を模索し構
	できること	築していくことに努めます。
		子育て中の親同士の交流
		●身近な地域で多様なつながりをもちながら安心して子育てができる
		環境を進めていきます。
		●新しい生活様式の中で、日頃から築いてきた地域のつながりを途切
		れさせない新しい活動の形を構築します。

(2)交流の場・拠点づくり

地域でのつながりを強め、地域での支えあい・助けあいを活発化するためには、年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが気軽に集い、交流し、ふれあう機会や場を拡充していく必要がありますが、地区別懇談会等では「交流できる場がない」という意見が出ています。

多様な交流活動を実施し、地域の絆を強めていくために、交流の場や拠点づくりを進めます。 また、令和2年(2020年)には新型コロナウイルス感染症の拡大により、さまざまな地域 活動が自粛となりました。活動の継続に向けては、新しい生活様式を意識した実施方法なども 検討していく必要があります。

自助	自分たちで できること	地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。高齢者、障害のある人、外国人などに対する福祉活動への参加を、 積極的に呼びかけましょう。
互助 • 共助	地域で できること	地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。地域のサークルや団体は、積極的に交流を図りましょう。地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
公助	行政で できること	地域の交流の場の創出●全地域で実施できる取り組みとなるよう、引き続き推進していきます。●地域における既存施設の空スペースなどの情報収集に努め、身近な場所で気軽に交流できる場づくりを支援します。

基本目標2 地域福祉を推進するまちづくり

(1)福祉意識の啓発と人材の発掘

地域福祉を推進していく上で、最も大切なことは、一人ひとりの個性や人権を尊重し、人を いたわる気持ちを持つことです。

子どもの頃から、教育・学習やさまざまなふれあい活動、福祉活動体験を通して、福祉の心を育むとともに、その過程において地域福祉を担う人材の発掘に努めます。

自助	自分たちで できること	 心のユニバーサルデザイン(自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り)を実践するように努めましょう。 高齢者や障害のある人への理解を深めましょう。 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。 地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して、福祉の知識を身につけましょう。
互助 • 共助	地域で できること	■福祉活動へ参加する仲間づくりを進めましょう。●地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。
公助	行政で できること	福祉意識を高める広報・啓発 の広報紙やホームページを通して、地域福祉について情報発信します。 また、第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画に基づく地域福祉を積極的に推進します。 地域と学校の交流 学校支援コーディネーターを中心に、地域のボランティアの協力を得て社会福祉に貢献できるような体制づくりを進めていきます。 学校における福祉教育の推進 の福祉教育を推進・継続していくため、福祉関係のボランティア等による福祉体験を中心としたさらなる学習機会を設けます。

(2) ボランティアの育成と活動支援

地域活動の担い手が高齢化・固定化しており、新たな地域福祉を担うボランティアの確保・ 育成が喫緊の課題となっています。また、一方で、既存のボランティア団体は、会員の高齢化 のほか、活動場所・活動資金・情報不足など多くの困難を抱えています。

担い手を増やし地域福祉活動を充実させるために、ボランティアを育成するとともに、ボランティアや団体が活動しやすい環境整備を図ります。

自助	自分たちで できること	ボランティアや NPO の活動に関心を持ちましょう。行政等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。各種講座や研修を修了した後は、得た知識等を活動に活かしましょう。
互助 • 共助	地域で できること	活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。
公助	行政で できること	 養成講座の実施によるマンパワーの確保 ●ボランティアの育成は、社会福祉協議会に担ってもらい、町(行政)としては活動しやすい環境整備に努めます。 ボランティアが活動しやすい仕組みづくり ●広報紙やホームページを活用し、ボランティア活動に関しての記事掲載を積極的に行います。 ●社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの機能の充実に努めます。 ボランティア・NPO団体への活動支援 ●引き続き NPO 法人認証事務等を町の窓口で実施し、手続きに関する相談等を行います。団体の要望を聞きながら研修・広報活動を行うことで支援します。 有償福祉活動の事業展開 ●生活支援コーディネーターを適正に配置し、地域の資源とニーズのマッチングを適切に行い、活動の活性化を目指します。

(3) 地域主体の福祉活動の充実

地域における見守り・声かけ等の活動は、すべての人々にとって、地域福祉を支える重要な 基盤となっています。しかし、地域の高齢化、仕事を持っている人には時間が合わない等によ り、これら見守り活動の担い手が固定化される傾向にあります。

民生委員・児童委員や地区福祉委員、老人クラブ、関係団体等に加えて、より多くの住民を 巻き込んで、地域が主体となった見守り活動等の活動を充実します。

自助	自分たちで できること	自分ができることからボランティア活動をはじめましょう。各種広報やホームページなどを利用して、活動に必要な情報を入手しましょう。資格を持っている人は、専門性を活かして積極的に活動しましょう。地区別懇談会などの地域住民の生の声を聞ける場に積極的に参加して、地域の生活課題を明らかにしましょう。
互助 • 共助	地域で できること	 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。 今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。 地域活動団体では、活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。 地域活動団体では、団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
公助	行政で できること	 見守り・声かけ 現在行われている地域の方々の日常の見守り活動の推進、充実を図り、見守りの目を細かくさらに拡げていくとともに、民生委員・児童委員は、個別相談に応じながら迅速に関係機関につなぎます。 新しい生活様式を踏まえた、新たな「見守り・声かけ」の仕組みを検討します。 子どもの登下校時の安全見守り PTA や地域のボランティア、警察と連携し、小中学校の登下校時の見守りを行い、安全・安心の確保に努めます。 また、行政の青色回転灯搭載車(青パト)でのパトロールを行い、通学路の安全確保に努めます。 「福祉情報の発信 「広報紙や町ホームページを活用し、福祉サービスに関しての情報を積極的に掲載するとともに、関係団体の活動のPRに努めます。 また、地域の団体もホームページ発信できるように取り組みます。

基本目標3 地域で助けあい支えあう環境づくり

(1) 相談支援体制の整備

福祉の相談については、行政の関係課のほか、社協や社会福祉施設、当事者団体など、さまざまな窓口があります。困った時に身近に相談できる窓口があることは、困りごとを早期に発見し、適切な支援につなぐために重要です。

誰もが気軽に相談できる窓口の周知を図ります。また、地域の民生委員・児童委員などの相談員や相談窓口、相談支援機関を含むさまざまな専門機関が、お互いの役割を十分に認識し、連携を図り、総合的な相談・支援体制の確立を目指します。

さらに、複雑化・高度化する相談内容に対応するため、専門的な相談に対応できる人材の育成に努めます。

自助	自分たちで できること	●問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。●広報紙や回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。
互助 • 共助	地域で できること	 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。 公的施設などを利用した相談を行うなど、身近な地域でできる相談について検討しましょう。 事業所は、地域にある身近な相談窓口として、地域と協力して相談業務に取り組みましょう。
公助	行政で できること	相談窓口の周知徹底

		相談・支援機能の連携強化 ●関係機関の間での連携強化や情報共有を図り、相談・支援機能のさらなる強化を図ります。 ●複合的な事情を抱えた高齢者等からの相談についてはその他の関係
/ \ D+	行政で	部局とも相互協力して対応します。
公助	できること	■また、民生委員や地区福祉委員との連携を図るなど幅広く対応できるよう体制づくりを推進します。
		地域力の体制強化
		●コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターや福祉相
		談支援室が連携し、地域づくりの調整機能を担っていきます。

(2)連携による総合的な支援体制づくり

住民が抱える福祉課題は、ちょっとした手助けで解決できることから、対応策がわからない、 解決の糸口がなかなか見つけられないといった深刻なケースまで多様です。

ますます多様化・複雑化する地域の生活課題の深刻化に対応するため、地域と専門職や専門機関、福祉施設、関係団体等のネットワークを強化し、困りごとを抱えている人を総合的に支援できる体制づくりを進めます。

自助	自分たちで できること	地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識しましょう。日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。
互助 • 共助	地域で できること	●生活課題を関係機関と共有し、ネットワークの充実を図りましょう。●異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。
公助	行政で できること	 民生委員・児童委員、地区福祉委員の活動 ●民生委員・児童委員等と日常的に連携を図り、各種相談に迅速に対応していきます。 ●民生委員・児童委員は、個別相談に対応しながら迅速に専門機関につなぎます。また、地区福祉委員は、新しい生活様式の中で、日頃から築いてきた地域のつながりを途切れさせない新しい活動の形を構築します。 地区福祉委員会・地区福祉委員会代表者会の参画 ●情報提供・意見交換を通して福祉課題の発見や把握に向けた話し合いを継続します。 個別ケース会議の開催等 ●必要に応じて、関係機関によるケース会議を行い、連携し、問題解決及び家庭支援に努めます。 ●福祉制度の狭間にあるような事例については、インフォーマルな資源も必要であるため、社会資源を適切に創出し、地域の住民のニーズに合わせたマッチングを行います。 ●福祉制度の狭間にある事例について、より円滑かつ適切に関係各機関で連携を図り解決に向けて取り組むことができる体制の構築に努めます。 三者連絡会の参画 ●行政・社協・民児協が同じテーブルで話し合う場は重要なことから、連携を強化してさまざまな地域での福祉課題への対応を検討します。

●情報提供・意見交換を通して福祉課題の解決に向けての話し合いを 継続します。

豊能町認知症高齢者等SOSネットワーク事業の推進

■認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の方々の支援を得て早期に発見、生命・身体の安全を確保し、その家族等への支援を進めるため、引き続き地域住民や関係機関との連携を強化し、事業を推進していきます。

民間事業者と連携したセーフティーネット

●今後も高齢化が進行し、ひとり暮らし高齢者も増えることから、民間事業者と連携・協力しながら、引き続き高齢者見守りネットワーク事業を推進し、地域の高齢者をさりげなく見守っていきます。

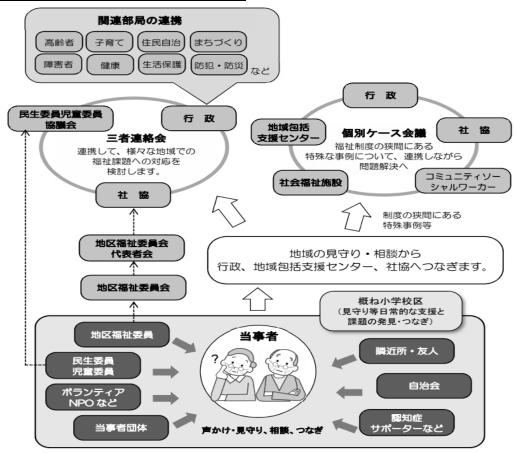
再犯防止に向けた取り組みの推進

- ●犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである"社会を明るくする運動"などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- ●保護司など更生保護関係の支援者・団体の充実を図ります。

地域との連携による要支援者対策

■民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会と協議、連携し、 災害に備え、個別計画の作成に努めます。

豊能町の地域福祉ネットワークイメージ図



(3) 高齢者・障害者・子育て等に対する支援

現在、豊能町では、福祉に関する分野別の計画を策定し、各分野において、地域での福祉サービスの充実に向けた取り組みを行っています。

今後も、これらの行政計画に基づき、地域や事業者等と連携して、高齢者、障害者、子ども・ 子育て支援に関する事業を推進します。

		●隣近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助け
		しましょう。
	自分たちで	○スラスラ。 ○アンケート調査等には、関心を持って積極的に回答し、地域の意向
自助	できること	を示しましょう。
	66966	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		ビスの概要を学んでいきましょう。
		●地域で活動する組織や団体の連携強化・情報の共有化を図りましょ
互助	地域で	
•	, .	う。
共助	できること	●サービス提供事業者や福祉施設は、地域住民に積極的に情報を提供
		し、理解を深めてもらいましょう。
		「豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく支援の充実
		●第8期計画策定においても、団塊の世代が 75 歳以上となる令和7
		年(2025 年)を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現
		役世代が急減する令和 22 年(2040 年)の双方を念頭に、高齢者
		人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、地域支援事業の
		効果的な実施と地域包括ケアシステムをさらに推進していきます。
		●住み慣れた地域で支えあいながら自分らしく暮らせるまちを目指
	行政で できること	し、介護サービスのみならず医療や生活支援、通いの場、その他の
		地域資源も活用しながら、相互に支えあえる地域づくりを推進しま
公助		ਰ _°
ム助		「豊能町障害者計画」「豊能町障害福祉計画」「豊能町障害児福祉計画」
		に基づく支援の充実
		●令和3年(2021年)3月に「第6期障害福祉計画・第2期障害児
		福祉計画」、令和6年(2024年)3月に「第5期障害者計画」をそ
		れぞれ策定し、引き続き障害者の自立と社会参加を支援するため、
		各種の事業を実施していきます。
		「豊能町子ども・子育て支援事業計画」に基づく支援の充実
		●令和2年(2020年)3月に策定した「第2期豊能町子ども・子育
		て支援事業計画」を令和6年度(2024年度)までの5年間を期間
		とし、子ども・子育て支援施策を計画的に実施します。

(4)権利擁護と自立支援

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺、障害者の財産搾取などの重大な権利侵害事例が発生しています。高齢者・障害者等を地域で支える権利擁護の取り組みを進めるとともに、認知症やひとり暮らし高齢者、障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援をしていきます。

		●成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その趣旨や利用方
自助	自分たちで できること	法などを学習しましょう。 ●声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
互助 • 共助	地域で できること	ひとり暮らし高齢者など、日常の支援やサービスを必要とする人に対しては、民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。手話通訳や点字、音読などコミュニケーションを支援する人材を増やしましょう。
公助	行政でできること	 高齢者等の権利擁護の推進 ●認知症などによって、物事を判断する能力が十分でない方を法律的に保護し、支援するための制度である「成年後見制度」について、引き続き積極的な利用を促進するとともに、身寄りのない方等が制度を利用する場合には、必要に応じて積極的に町長申立てを行います。 ●制度の利用を必要とする方が適切に利用できるよう、引き続き制度の周知・啓発、関係部局との連携を図ります。 ●摩害者の生活支援の実施 ●外出が困難な身体障害者等の閉じこもりを予防し、生活圏の拡大を図る観点から、引き続き外出支援事業を推進していきます。 ●手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付、外出のための支援等、適切にニーズを把握し、ニーズに合ったサービスを提供できるよう、引き続き取り組んでいきます。 ●農業分野との連携等により、雇用機会の拡大や生きがい・つながりの確保に取り組みます。

(5) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、豊能町においては、大阪府が平成 27 年度(2015 年度)から生活困窮者自立支援事業を実施しています。

生活困窮者は、単に経済的困窮だけでなく、社会的孤立や疾病、家族関係など複合的な困難を抱えていることも多く、今後、生活困窮者の状況やニーズを的確に把握し、地域福祉の観点から、支援を充実していきます。

自助	自分たちで できること	適度な距離感を保ちつつ、隣近所に関心を持ちましょう。公的施設を利用した相談など、身近なところで気軽にできる相談ができる窓口を活用しましょう。
互助 • 共助	地域で できること	支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。気軽に集まれるサロン活動を普及し、相談できる信頼関係を築きましょう。
公助	行政で できること	 生活困窮者への情報提供とニーズの把握 関係各機関との連携をさらに強化し、把握が困難な潜在的な生活困窮者を把握し、支援に繋げていくことに努めます。 自立に向けた支援 引き続き大阪府池田子ども家庭センターと連携し、生活困窮状態からの早期脱却に向けた、相談支援員による継続的支援を行います。 町(行政)では、新たに設置した福祉相談支援室で事前相談に対応し、他法・他施策の窓口や関係機関と連携し、必要に応じて自立相談事業へつなげます。 関係機関のネットワーク化 大阪府池田子ども家庭センターが実施する「豊能町生活困窮者自立支援調整会議」に参画し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とのネットワークを強化します。 引き続き生活困窮者の支援を図るため、豊能町生活困窮者自立支援調整会議に加え、令和2年(2020年)4月より施行した「大阪府生活困窮者自立支援制度豊能町支援会議」等により、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1) 防災と災害時の要支援対策

本町では、近年、各地で発生している災害の教訓を踏まえて修正された国や大阪府の防災計画との整合を図るため、平成31年(2019年)4月に「地域防災計画」の修正を行い、防災・減災に関するさまざま知見・教訓等を反映させることによって、総合的かつ計画的な防災・減災施策等の充実を図っています。平常時からの災害に対する意識づくりと、地域における要支援者への支援体制の整備を推進します。

自助	自分たちで できること	 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。 災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。 子どもや高齢者、障害のある人の防災訓練への参加を呼びかけましょう。 緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理しておきましょう。 避難に心配がある人は、避難行動要支援者名簿への登録を申し出ましょう。
互助	地域で	●地域や自治会組織では、避難が困難な高齢者や障害のある人のため
•	できること	に避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を
共助	(9000	確認しておきましょう。
公助	行政で できること	 避難行動要支援者名簿の作成 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成しています。引き続き、避難行動要支援者名簿の充実を図っていきます。 避難行動要支援者情報の共有 自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者と協議、連携し、災害時の迅速な避難支援につなげることができるよう自主的な個別支援計画の作成を支援していきます。 避難行動要支援者名簿により、避難支援等関係者(自治会・自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等)と避難行動要支援者情報を共有するとともに避難訓練を実施し、有事の際に適切な避難支援ができるよう体制づくりに努めます。

公助	行政で できること	 地域における避難支援体制の整備 ●広報媒体や防災出前講座などで地区内関係団体との連携の必要性を周知し、避難訓練などを通じて地域における避難支援体制の整備を図ります。 ●日頃から民生委員・児童委員は、安心生活見守り台帳に登録されている方の安否確認を行います。また、避難訓練も関係機関と連携し実施します。 自主防災活動の促進 ●自治会等を通じて防災についての周知を図るとともに、各地区において自主防災組織の立ち上げや地区の防災マップの作成、避難訓練、避難所開設・運営訓練等を実施することで、地区における自主防災活動の促進を図ります。 情報伝達網の整備 ●危機管理室と連携し、災害を想定した緊急連絡網による伝達訓練に取り組みます。

(2) 安全で快適な福祉環境づくり

高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質な訪問販売、子どもなどを狙った不審者からの声かけ行 為、車上荒らしなどが増えています。

犯罪などから高齢者や子ども等を守るため、各自の理解や対応能力を高めるとともに、地域 ぐるみで見守りを行うことにより、犯罪を起こしにくい環境をつくります。

また、高齢者や障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送り、社会参加ができるよう、バリアフリーの環境整備と交通環境の向上に努めます。

自助	自分たちで できること	困っている高齢者や障害のある人の移動に対し協力しましょう。悪質な訪問販売などにだまされないように、冷静に対応しましょう。違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。点字ブロックの上に自転車や物などを置かないようにしましょう。困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。
互助 • 共助	地域で できること	犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。
公助	行政で できること	 防犯意識の向上 犯罪や消費生活被害などから、高齢者等を守るため、各自の理解や対応能力の向上に向けて多様な媒体や機会を通じて啓発を進めるとともに、防犯に関する学習機会や情報提供を進めます。 地域の防犯力の向上 地域での声かけや見守りを継続して実施するとともに、声かけや見守りを行う人の育成を行います。 高齢者を犯罪から守るため、見守り・声かけや防犯パトロール、たんぽぽメールを充実し、地域ぐるみで見守りを行うことにより犯罪を起こしにくい環境をつくります。 道路や公共施設のバリアフリー化 2m未満の歩道部については、街路樹の撤去などにより、歩道幅員の確保に努めます。 福祉における交通環境の向上 引き続き「豊能町地域公共交通基本構想」に基づいて、地域内及び広域的な公共交通ネットワークを実現させ、福祉における交通環境の向上を図ります。

第 5 章 地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画策定の背景及び趣旨

平成 28 年(2016 年) 3 月に社会福祉法が改正され、社会福祉法人による地域の公益的な取り組みが責務となりました。これまで地域福祉の推進主体として中心的役割を担ってきた社会福祉協議会は、今後、より一層の活動強化や住民、団体、事業者、行政などとの連携、地域のコーディネーターの役割が求められています。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

その内容は、高齢者や障害のある方を対象とした福祉サービス事業、ボランティア活動の振興など、住民が地域でいきいきと安心して生活をするための活動や地域福祉の事業の主要な担い手づくりや地区福祉委員会の役割、特に各地域がそれぞれの課題を発見して解決していく、自主的、自発的な行動を推進するものです。

福祉ニーズが現れる地域社会において、行政だけに任せるのではなく、地域住民や民間団体などが連携し、福祉課題の解決を目指して、何が地域の課題で、それに対してどのような取り組みが必要かをともに考え、地域住民や民間団体の行うさまざまな活動と必要な資源の造成・配分活動などを行うための方向性を示しています。

2 豊能町社会福祉協議会とは

社会福祉協議会(略して「社協」と呼ばれます)は、社会福祉法 109 条で「地域福祉を推進する団体」として位置づけられた住民主体の社会福祉法人です。「高齢になっても、障害があっても、家族や友人とともに住み慣れた地域でいつまでも幸せに暮らしたい。」誰もが、そう願っているのではないでしょうか。そんな願いを実現させるためには、住民みなさんが力を合わせて地域の福祉課題に取り組み解決していくことが大切です。

活動を通じて「地域の福祉力」を高め、「地域のつながりの再構築」を行います。そして、すべての人が住み慣れた地域でお互い助けあい、自立して、自分らしく、自己選択、自己決定によって人生の最後まで安心で充実した暮らしができるよう、個人、家族、地域を支援することで「福祉の町づくり」を進めています。

3 計画の基本的な考え方

本計画では、地域の各種団体や関係機関などとの連携のもと、住民の参画を求めながら、住民一人ひとりが、時には手助けの必要な人に支援の手を差し伸べ、時には支えてもらうことができるよう、地域福祉計画の基本理念である「地域のつながりでつくる 安心して暮らせるまち・とよの」を踏襲し、同じ基本目標を掲げ、社会福祉協議会では「つながり」という考え方を行動指針と定めて、地域福祉活動を推進していきます。

4 地域福祉活動計画の体系

4 地域価値沿到計画の作者			
基本理念	基本目標	行動指針	基本方針
地域のつ	基本目標 1 みんなの顔が見える 絆づくり		(1) コミュニティの活性化と交流促進 (2) 交流の場・拠点づくり
地域のつながりでつくる	基本目標 2 地域福祉を推進する まちづくり		(1)福祉意識の啓発と人材の発掘 (2)ボランティアの育成と活動支援 (3)地域主体の福祉活動の充実
安心して暮らせるまち	基本目標 3 地域で助けあい 支えあう環境づくり	つながり	 (1)相談支援体制の整備 (2)連携による総合的な支援体制づくり (3)高齢者・障害者・子育て等に対する支援 (4)権利擁護と自立支援 (5)生活困窮者への支援
・とよの	基本目標 4 誰もが安心して 暮らせる地域づくり		(1)防災と災害時の要支援対策 (2)安全で快適な福祉環境づくり

5 具体的な取り組み

基本目標1 みんなの顔が見える絆づくり

(1)コミュニティの活性化と交流促進

子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、同じ地域に住む人同士が、偏見や差別なくお 互いに助けあいながら安心して生活するため、支えあう意識を高めていきます。

【主な取り組み】

	●地域において顔の見える関係づくりを行うため、あいさつや声か
地域における顔の	けを広げます。
	●地域のさまざまな交流事業は、コロナ禍において3密を避けられ
見える関係づくり	ない事業となるので、新しい生活様式における事業として個別訪
	問活動を中心に事業を実施します。
	●とよのまつりやふれあいのつどいへの参加を促すことで、住民や
	各種団体の交流を図っています。
既存の交流活動の	●豊能町(とよのん)、ふれあいのつどい
活性化	(ふれあいぽぽちゃん) のキャラクター
	をより活用し、親しみあるイベントとし
	て継続します。

(2)交流の場・拠点づくり

地域福祉活動の拠点となる場について、身近な交流場所や居場所づくりを進めるとともに、 既存施設の空き時間などを活用した拠点づくりを進め、サロン活動の推進を支援します。

	●地域の方が集まる場は増えており、地区福祉委員会及び地域の自
	主的なグループによるサロンやカフェの回数も増えてきました。
	●今後も、誰もが気軽に参加できるふれあい型サロン・カフェづく
サロンやカフェの	りを一層進めるとともに、男性の参加が少ないことから、男性向
展開	けカフェの開設を検討していきます。
	●また、コロナ禍においてできるだけ少人数で集まることができる
	よう事業展開を図ります。フレイルにならないよう、百歳体操等
	を継続実施します。
老人福祉センターの	
活用	●名八個世ピンターを心用し、文派の場を設けより。

基本目標2 地域福祉を推進するまちづくり

(1)福祉意識の啓発と人材の発掘

地域のなかで「ともに生きる力」を育むために、学校を含めたさまざまな場面であらゆる世 代に対し、多様な取り組みを実践しています。

【主な取り組み】

福祉意識を高める 広報・啓発	■広報紙やホームページを通じた広報啓発関連は継続して実施します。また、フォーラムは地域福祉に対する意識が高められる内容を検討していきます。
学校における 福祉教育の推進	●小中学校での福祉教育を通じ、子どもの頃から福祉について学ぶ機会を充実します。当事者や登録ボランティアグループに講師として協力いただき、小中学校での福祉体験学習や認知症サポーター養成講座を継続して実施します。今後も講座等についての周知を行っていきます。
地域における 福祉教育の推進	●地域住民や地区福祉委員会を対象に認知症サポーター養成講座や 福祉体験学習を実施します。認知症に関する映画会を開催し、地 域住民の理解を深める機会としていきます。

(2) ボランティアの育成と活動支援

誰もが気軽に活動に参加できるよう、団塊の世代や子育て世代など、幅広い世代へ活動の呼びかけや勧誘を行います。

養成講座の実施	●受講者が多い講座がある一方で、受講希望者が少なく、開催でき
によるマンパワー	ない場合もあることから、コロナ禍でも実施できる講座を検討し
の確保	ます。
ボランティアが	●広報紙やホームページを活用し、ボランティア活動に関しての記
活動しやすい	事掲載を継続して行います。
仕組みづくり	●行政や社協事業の中でボランティア活動の機会をつくります。
ボランティア・	●ボランティア活動の拠点の確保、ロッカーの提供を行います。
NPO 団体への活動	●ボランティア等活動の財源となる基金や助成金等の情報提供に努
支援	め、活動の財源確保を図ります。
ボランティア	●ボランティアの相談、登録、連絡調整を継続して行います。
センターの充実	●ボランティア団体間のさらなる連携が取れるようにします。
福祉有償活動の	●利用者への周知及び提供者の発掘、育成を進めます。
事業展開	●団体の基盤強化を図ります。

(3)地域主体の福祉活動の充実

誰かがどこかで気にかけることにより地域の見守りを強化し、身近な見守りネットワークの 構築を目指していきます。

見守り・声かけ	●民生委員・児童委員、地区福祉委員と協働でひとり暮らし高齢者	
	への見守り、声かけを継続して行います。	
方がままの必信	●リアルタイムな発信のため SNS などのツールの活用についても	
福祉情報の発信	検討を進めます。	

基本目標3 地域で助けあい支えあう環境づくり

(1)相談支援体制の整備

不安や困りごとについて、一人で悩まずに気軽に相談できる体制をつくることが大切です。 各相談窓口と連携を図り、住民一人ひとりに浸透するよう、周知を図ります。

【主な取り組み】

	●社協広報紙、ホームページを通じてコミュニティソーシャルワー
相談窓口の周知	カー活動を周知しています。また、関係団体への会議等にも出席
徹底	しコミュニティソーシャルワーカーについての認識を促していき
	ます。
身近な相談窓口の	●民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカーによる相
充実	談や地域のサロン等のさまざまな活動の中での相談・支援機能を
九 人	充実させます。
社協や専門機関の	●今後も定期的なミーティングを行い、高齢、障害、子育ての分野
相談・支援機能の	での連携強化のため健康増進課、地域包括支援センター、福祉相
強化	談支援室と日常的に連携を取っていきます。
相談・支援機能の	●三者連絡会、地区福祉委員会代表者会議、当事者団体会議等を実
連携強化	施し、お互いの情報共有、連携を図ります。

(2)連携による総合的な支援体制づくり

問題に応じて民生委員・児童委員や地区福祉委員、地域包括支援センター、福祉相談支援室、 各種相談機関等と連携しながら、ネットワークの充実を図ります。

民生委員•児童委員、	●民児協の会議、地区福祉委員会の会議に出席し、必要に応じて専
地区福祉委員の	門機関につないでいます。三者連絡会(民児協・行政・社協)や
活動	協働アピール推進会議で情報交換を図ります。
	●地区福祉委員会代表者会議では、豊能町全体の福祉課題の発見や
地区福祉委員会•	把握に務め、目指すべき事業等について検討し、意見交換を図り
地区福祉委員会	ます。
地区価値安負去 代表者会議の開催	●地区福祉委員会代表者会議で確認した事業は、地区福祉委員全員
	に把握してもらえるよう、社協コミュニティーワーカーが各地区
	福祉委員会の定例会議に出席します。
個別ケース会議の	●個別ケース会議開催の際には参加し、関係機関との情報共有、連
開催等	携して支援の方針について検討していきます。

	●三者連絡会(行政・社協・民児協)は約2か月に1回程度集まり
三者連絡会の開催	情報交換、情報共有を図っています。今後も定期的に集まり、情
	報交換、情報共有を図っていきます。
物師可じ、11世生	●民児協、地区福祉委員会が「情報共有、協議ができる場づくり」、
協働アピール推進	「連携・協働による見守り支援」、「担い手・地域のつながりづく
会議の開催	り」を行うための会議を開催します。
豊能町認知症高齢	●地域包括支援センターと連携し模擬訓練を実施します。社協一斉
者等 SOS ネット	メールシステムを活用し正確に情報伝達するとともに、行方不明
ワーク事業の推進	者の捜索を行います。

(3) 高齢者・障害者・子育て等に対する支援

「豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「豊能町子ども・子育て支援事業計画」、「豊能町障害者計画・豊能町障害福祉計画・豊能町障害児福祉計画」等の分野別計画に基づき、各種施策に積極的に取り組みます。

介護保険サービス 事業の推進及び地域 との連携	●介護保険法による居宅介護支援事業のもと各種サービスを提供
	し、介護や支援の必要な高齢者の在宅生活を支えます。
	●在宅で過ごされる高齢者等へは、民生委員・児童委員、地区福祉
	委員等により声かけを行います。
	●障害者総合支援法による居宅介護 (ホームヘルプ)、移動支援 (ガ
障害福祉サービス	イドヘルプ)を行い、障害のある人の自立した生活を支え、適切
事業の推進及び地域	なサービス利用に向けた支援を行います。
との連携	●障害者と地域の方との交流の場としている「ふれ愛交流会」はコ
	ロナ禍のため再開できていません。新たな事業を検討します。
	●未就園児と保護者の交流の場として「子育てサロン」を地区福祉
子ども・子育て支援	委員会と共催で実施していましたが、コロナ禍のため再開できて
及び地域との連携	いません。未就園児の世帯に訪問し、地域とのつながりを継続し
	ます。
地域福祉活動の推進 及び小地域ネット ワーク活動、地区福 祉委員会活動の支援	●地区福祉委員会を基盤に、支援の必要な方を近隣住民で見守り、
	援助するきめ細やかな活動を推進します。地区福祉委員会と協力
	し、ひとり暮らし高齢者・障害者・子育て関連の事業を実施しま
	す。
	●コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターを
	配置し、住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と支
	援に関するニーズと取り組みのマッチングを行います。

(4)権利擁護と自立支援

日常生活自立支援事業や成年後見制度を通じて、認知症や障害のある人を虐待やセルフネグレクト、消費者被害などから守る権利擁護の取り組みについて、地域で一体的に推進していきます。また、福祉サービスの利用者やその家族へ制度の周知や利用促進を進めます。

【主な取り組み】

高齢者等の権利 擁護の推進	●日常生活自立支援事業の周知・啓発は行っていますが、まだ事業
	を知らない方もいるため、民生委員・児童委員、地区福祉委員等
	を通じ、地域に周知します。
	●介護保険では、車イスの貸出しが利用できないことがあるので、
	車イスの貸出しは継続して実施します。
高齢者の生活支援	●電話訪問はひとり暮らし高齢者のニーズを確認しながら事業実施
の実施	に努めます。
	●生活支援団体に関しては地域へ周知し、より地域に根付いた活動
	を目指します。
障害者の生活支援	● ★ 詳 講 羽 今 か 西 か 符 記 書 羽 今 方 処 佐 」 ブ 中 佐 」 ★ オ
の実施	●手話講習会や要約筆記講習会を継続して実施します。
健康づくりや生きが	●3密を避け、健康づくりや生きがいづくりができる取り組みを検
いづくりの促進	討します。

(5) 生活困窮者への支援

就労にかかわる課題や、心身の不調、ひきこもり、家計や家族の問題などについて、生活困窮者の課題を幅広く受け止め、関係機関と協力して、生活の自立を継続的に支援します。

生活困窮者への 情報提供とニーズの 把握	□コミュニティソーシャルワーカーが関係機関と協力し対象者の支援を行います。
自立に向けた支援	□コミュニティソーシャルワーカーが行政と協力し対象者の支援を 行います。
関係機関のネット	●豊能町生活困窮者自立支援調整会議に参画することで関係機関と
ワーク化	のネットワーク構築を行います。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

(1) 防災と災害時の要支援対策

地域による支援体制の構築と、その前提となる日頃からの防災対策にむけた「地域の防災力」の強化を図ります。

【主な取り組み】

避難行動要支援者 情報の共有	●今後も継続的に名簿の更新を行い、最新の情報を把握します。
地域における避難	●日頃、各地区で地域の見守り対象者の把握に努めています。対象
支援体制の整備	者を含めた避難訓練を検討していきます。
情報伝達網の整備	●避難行動要支援者名簿を持っている各民生委員が日常的に対象者
	を見守り、有事の際に速やかに安否確認が行えるよう心がけてい
	ます。団体と連携した避難訓練を検討していきます。
災害ボランティア センターの運営	●災害ボランティアセンターの設置訓練等を実施し、有事の際に速
	やかに対応できるようにします。また、その際に地域の方の協力
	が得られるよう災害ボランティア事前登録も継続します。

(2) 安全で快適な福祉環境づくり

地域における見守りや声かけなどによる、日頃からの防犯対策にむけた「地域の防犯力」の 強化を図り、犯罪を起こしにくい環境をつくります。

	●高齢者等を対象に防犯に関する学習、情報提供を行ってきました
	がコロナ禍のため再開できていません。民生委員・児童委員や地
地域の防犯力の向上	区福祉委員で声かけする際、情報提供に努めます。
	●NPO 法人による花いっぱい運動を推進し、花とみどりがあふれ
	るまちづくりにより、犯罪を起こしにくい環境をつくります。

6 地区別アクションプラン

(1) アクションプランとは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって、住民、地域、関係団体が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画ですが、アクションプランとは地域福祉の主体である地域住民が「自分たちの地域をどうしたいか」、「自分たちに何ができるか」を話し合い、さまざまな意見をもとに地区の目標を立て、その目標を目指すための具体的な取り組みを言います。

(2)地区別アクションプランの策定

6地区の「地区別懇談会」において、地域福祉の主体である地域住民が、地域福祉活動計画の基本理念、基本目標に基づいて「自分たちの地域をどうしたいか」、「自分たちで何ができるか」を話し合い、5年間の目標と取り組みを定めました。

■地区別取り組みの検討の流れ

住民アンケート調査・ 関係団体アンケート調査

地区別集計により、地区ごとの福祉課題を抽出

「地域の福祉課題」について、住民、民生委員児童委員協議会、地区福祉委員会の回答を地区別に集計し、地区の福祉課題を設定

地区別懇談会

グループワーク形式で 地区ごとに話し合い

- ①地区の福祉課題の整理・再検討
- ②福祉課題に対して、自分たちで何ができるかを検討・ 決定
- ③地区の目標を検討・決定

地区別アクションプラン

(3) 各地区の活動状況

各地区で取り組んでいる交流事業や見守り・つながり事業については、下記のような事業があります。

≪地区が取り組んでいる交流事業(主な名称を記載)≫

会食交流会 (町内・町外)	● おおむね 70 歳以上(地区によっては 65 歳以上)を対象に、自 治会館等で会食や脳トレゲーム、健康体操で交流をする機会を提 供しています。					
ふれあいサロン	● おおむね 70 歳以上(地区によっては 65 歳以上)を対象に、自 治会館等で音楽やレクリエーション、物づくりで交流をする機会 を提供しています。					
ふれあいカフェ	●地域の方が気軽に集まり、お茶をしながらおしゃべりで交流をする機会を提供しています。					
百歳体操	●地域の方と一緒に DVD を見ながらの体操を実施し、交流をする機会を提供しています。					
ひとり暮らし高齢者 交流懇談	ひとり暮らし高齢者同士の交流を深め地域との交流をする機会を 提供しています。					
ふれ愛交流会	●外出困難な高齢者や障害者施設のみなさんと一緒にレクリエーションや音楽で交流をする機会を提供しています。					
子育てサロン	●未就園児と保護者がゲームや音楽で地域との交流をする機会を提供しています。					
世代間交流	●季節行事を通じて地域全体で交流をする機会を提供しています。					

※コロナ禍で再開できていない交流事業も含む

≪地区が取り組んでいる見守り・つながり事業≫

つながりプランター	●おおむね 70 歳以上を対象に、プランターに野菜を植え生育状況
Jan 197779-	等を確認しあうことで声かけを実施しています。
電話訪問	●おおむね 70 歳以上を対象に、電話で声をかけることで見守りを
电话测见	実施しています。
4 W **	●おおむね 75 歳以上を対象に、ひとり暮らし高齢者等へ弁当等を
弁当等の宅配	宅配し声かけ、見守りを実施しています。
声かけ、訪問	●高齢者や未就園児家庭へ、普段の声かけや訪問による見守り、つ
	ながりを実施しています。

■ 吉川・ときわ台地区

地区の特徴

吉川地区と昭和42年から開発された戸建て住宅地(ときわ台地区)で構成されており、高齢化が進んでいます。

能勢電鉄妙見口駅・ときわ台駅があり、町内では比較的利便性が高くなっています。また、 地区内に特別養護者人ホームがあります。

地区の自慢・良いところ

- ■横のつながり(住民のつながり)が強い。住民間の交流がある。
- ●住環境が良い。(静か。生活がしやすい。医療、銀行、スーパーが近い。役場が近い。)
- ●自然に恵まれている。(緑が多い。空気がきれい。水がおいしい。四季が感じられる。)
- ●周囲の山々の四季の移り変わりが楽しめて、話題がある。
- ■隣近所との絆が深く、あいさつもよくし、互いのことをよく知っているので、困ったことがあればすぐ助けあうことができる。
- ●自然が豊かでハイカーや登山客が多く、定住人口は少ないが、交流人口は多い。
- ●交通が適度に発達している。利便性が良い。駅が近い。
- ●生活水準に積極的なバラつきがない。



地区の主な福祉課題

- ●地域福祉に全然関心のない人も多くいる。その方々に意識をかえてもらうことが必要。
- ■関心の高い人と低い人の差がある。若い人の福祉への関心が少ない。
- ●地区福祉委員会の活動PR、地区福祉委員の高齢化に伴う委員の減少と若い委員の勧誘。
- ●若い人との交流がない。
- ●もっと世代間を巻き込んで子育て世代にも地域を知って欲しい。
- ●近所で支えあう仕組みが高齢者になればなるほど必要。
- ●相談できる窓口。これから高齢者となれば特に望む。
- ■高齢化で自治会、役員へのつながりが少なく、行事への参加も少ない。
- ●高齢者・要支援者への災害時の支援方法が確立されてなくて、非常時の支えに不安がある。
- ●ひとり暮らしの方が増えている。
- ●町内一斉清掃に出てくる方との絆は確認できるが、そうでない人は疎外される形になる。
- ●地域包括支援センターや社会福祉協議会は相談しやすいが、役場等は行きづらい。

地区の目標

勇気を出して「出かけよう」「声をかけよう」「見守ろう」

具体的な取り組み

みんなの	●皆で楽しめる、参加できる行事を増やす。夏まつり、秋まつり。
顔が見える 絆づくり	●誰にでもあいさつ(声かけ)できるような雰囲気づくり。
W1 2 \ 3	●地区福祉委員会活動のPR。自治会活動の活発化。
	●困っている人を助けることが「当たり前」と思える気持ちづくり。
	●交流人口が多いことをいかして会話を増やし、町全体の活性化を図る。
	●安心生活見守り台帳への登録。
地域福祉を	●若い人を受け入れやすい環境づくり。
推進する まちづくり	●行事を通じて知り合う機会を増やす。
	●子どもの頃から体験してもらう。若い人に関心を持ってもらう工夫が必要。
	●学校等で子どもから習慣づける。それを踏まえて委員も協力していく。
地域で	●サロンに 1 人でも多く誘う。サロンや通いの場を増やす。
助けあい 支えあう	●福祉だよりを活用する。●自治会、老人会、子ども会等との連合会を作る。
環境づくり	●防災訓練の実施。●老人会の助けあいネットのような仕組みを広げていく。
	●自治会、民児協、地区福祉委員会等の行事を充実する。
誰もが	見守りをする。近所付き合いを大事にする。かぎ預かり事業の徹底。
安心して 暮らせる	●郷土愛の醸成(学校教育やその他 PR 活動)。 ●あいさつ、声かけ。
地域づくり	●新聞が溜まっている家を訪問し、大丈夫かを確認できるまちづくり。

■ 東ときわ台地区

地区の特徴

昭和49年から造成された戸建て住宅地です。1地区1自治会で、比較的まとまりがよい地区です。地区内に「役場吉川支所」「保健福祉センター」「ユーベルホール」「ふれあい広場」があります。

地区の自慢・良いところ

- ●大人も子どもも、あいさつが返ってくる。
- ●元気な高齢者が多く、いろんなジャンル(スポーツ、趣味、娯楽等)で活動している。
- ●古くから住んでいる人が多いので、知り合いが多い。
- ●公共の集まる場所があり、顔合せしやすい。
- 小中学校が近く、子どもに接する機会が多い。
- ●地区内に自治会、老人クラブ、地区福祉委員会等、住民の自主活動を支える組織がある。
- ●ご近所付き合い、友人等、交流がしやすい。
- ●徒歩圏内に必要最低限生活に必要なものがある。
- ●地震や台風、津波や噴火等の自然災害が起こりにくく、まちは戸建て住宅が多くて静か。
- ●犯罪が少なく、治安が良い。

住民の年齢構成

※令和2年(2020年)9月末現在 (人) 5,000 4,370 4,035 4,000 3,519 ■老年人口 (65歳以上) 2,846 2,729 2,288 人口数 1.966 3,000 1,387 □生産年齢人口 1.631 1.426 (15~64歳) 2.000 1,886 ■年小人□ 1.823 1,828 1,000 1.528 1,215 (15歳未満) 735 246 254 190 0 9.7 (%)100 ■老年人口 80 39.4 46.4 48.7 50.1 52.4 (65歳以上) 人口構成 60 □生産年齢人口 (15~64歳) 40 56.0 53.6 47.1 42.7 45.2 45.1 41.8 20 ■年少人口 (15歳未満) 5.8 7 0 59 Λ 東ときわ台 豊能町全体 吉川・ 光風台 新光風台 希望ヶ丘 東能勢 ときわ台

地区の主な福祉課題

- ●活動団体の構成員の高齢化。若い人が少ない、参加したがらない。
- ●情報提供の充実。相談できる窓口の充実。
- ●非常時の協力体制。防災訓練方法を検討し直す。
- ●情報が少なく、伝わっていない。課題や問題は知らされるが、その後の経過結果も欲しい。
- ●防災マップを公開して全町民に知らせる。
- ●地区福祉委員会活動の認知度が低いが、会に入って活動しないと分からない部分が多い。
- ●身近な問題について、気軽に参加できる講習会など、福祉について知る機会があれば良い。
- ●取り組みへの参加意向は特定の人達に偏っているように思う。
- ●地域住民の交流や顔合せの機会が少ない。
- ●自治会参加者が減っている。引っ越してきた人には、自治会加入をすすめてほしい。
- 自治会が主体になり、他の組織をまとめられると良いのではないか。

地区の目標

たすけられたり、たすけたり、みんながつながる町づくり

具体的な取り組み

みんなの	●町会ごとになっている情報を開示する。●福祉の仕組みを知る。
顔が見える 絆づくり	●少なくとも丁目毎になるべく人の多く集まるイベントを考えて活動する。
***	●避難場所の確保等の徹底。●世代を問わず地域で声をかけあう。
	●老人クラブや地区福祉委員会が取り組んでいることを話す。
	●住民に自治会に参加するように呼びかける。
	●小さな地域でのつながりからスタートする。
地域福祉を	●福祉活動にボランティアが参加してもらえるよう、チラシを全戸配布する。
推進する まちづくり	●福祉活動体験会、地区福祉委員新任研修等に住民に参加してもらう。
0.55 (5	●福祉の活動がどんなことをするのか、もっとわかりやすく伝える。
	●若年家族との交流の場をつくる。
	●自治会活動に参加した人達を巻き込み、継続をお願いする。
地域で	●活動を『実体験』してもらう。●自治会と住民が会話できる場をもっと作る。
助けあい 支えあう	●委員自身が相談機関への『つなぎ役』となれるよう研修していく。
環境づくり	●近所同士でのつながりを深める。
誰もが	●自治会への加入を増やす。●近所同士で時間の許す限りまわりを見守る。
安心して 暮らせる	●自治会と連携して防災への広報活動や、防災時への対策を考える。
地域づくり	●福祉の枠組みの中だけで考えない!●研修を継続する。

■ 光風台地区

地区の特徴

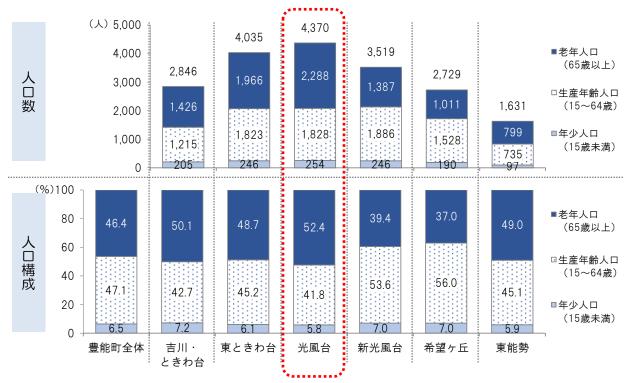
昭和46年から造成された戸建て住宅地で、高齢化が顕著に進んでいます。1地区1自治会ですが、自治会加入率は約61%と町内で最も低くなっています。能勢電鉄光風台駅や「図書館」「老人福祉センター」があり、町内では比較的利便性が良い地区です。

地区の自慢・良いところ

- ●趣味やボランティア、寿和会(老人クラブ)、ゆうあい(生活支援団体)などの活動が盛んである。自助サークル活動が活発。
- ●町が美しく、緑が多く、静かである。
- ●地域の防犯がしっかりしている、安心して暮らせる。
- ●災害が少ない。安全、安心なまちである。
- ●自治会、地区福祉委員会、その他の団体との交流や夏まつりでの連携が良い。
- ■夏まつり等住民の集まる行事が実施されている。
- ●地域福祉への関心が高い。
- ●地域住民、近所の交流があり、支えあっている。
- ●互いにゆずりあいの中で心が通じ合っている。
- 子育てしやすい。保育所にすぐ入れる。

住民の年齢構成

※令和2年(2020年)9月末現在



地区の主な福祉課題

- ●自治会に入っていてもあまりつながりを感じない。
- ■高齢化で新しいサークルも衰退しつつある。若返りが必要(次世代の育成)。
- ●いろいろなサークルに顔を出す人がだいたい決まっている。男性の参加は少ない。
- ●年をとってからの友達づくりは難しい。特に男性のひとり暮らしは難しい。
- ●個人情報が少なく、声かけがしにくい。
- ●地域活動への参加の移動手段がない。
- ●自治会、地区福祉委員会、民児協、寿和会、子ども会等それぞれの横のつながりがない。
- ●地区全体として、地震(大地震)への具体的な対策がされていない。
- ●住んでいるか、住んでないかよく分からない家がある。

地区の目標

笑顔であいさつ 広がる絆

具体的な取り組み

みんなの	●声かけ見守っていく活動を福祉関係団体と自治会が協力して実施する。
顔が見える 絆づくり	高齢者や障害のある人が地域活動に気軽に参加できる移動手段を考える。
W1 2 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	●特技のある人をみつけて、サロン等に参加していただく。
	●民生委員、地区福祉委員、自治会、老人会の横のつながりを作ると良い。
	●公園に人が集まれる場所をつくる。●若者の住みやすいまちづくり。
	●自治会規約を見直し、災害時の助けあいの連絡、連携の主たる組織となる。
	●地域での活動団体等が、お互いに横に太くつながりを持つ。
地域福祉を	●小中学校の子どもたちと地域の人たちと交流できると良い。
推進する まちづくり	●子どもから高齢者までがともに参加できるイベントの実施。
	■個人サークル活動をもっと後押しする(補助金とか)。
	●地区福祉委員を増やす。●若い高齢者の活動参加を促す。
	●お互いに助けあう気持ちを持ち、相手のことも知る。
地域で	●各団体の横のつながりを持つ。●自治会との連携の強化。
助けあい 支えあう	●行事の時は車で送迎をする。●特技のある人にサロンで発表してもらう。
環境づくり	●福祉は自分たちが行った分が自分たちに返ってくるものと認識してもらう。
	自治会加入率を高める。●老若男女が参加できるスポーツの催しを考える。
誰もが	●防犯、防災の講習会の回数を増やす。独居の方の避難の手助け。
安心して 暮らせる	●色々な情報が住民にも入るようにする。●あいさつ運動の看板の設置。
地域づくり	●いつでも、なんでも、相談できる行政の窓口づくり。●空き家対策。

■ 新光風台地区

地区の特徴

豊能町西地域では最も新しく、昭和59年から開発が始まった戸建て住宅地です。1地区1 自治会で、西地区の中では自治会加入率が高い地区です。地区内に「スポーツセンターシートス」があります。

地区の自慢・良いところ

- ●自然が豊かでそれを維持するように住民が意識を持ち生活している。
- ●電車、バス、交通面が良い。
- ●自治会に加入している世帯が多い。他地区に比べて活動が活発で、連携がとれている。
- 声かけ、あいさつができている。
- ●自治会加入者が多いので、まちとして協力しあって安全を作り上げる意識も高いと思う。
- ●地域のまとまりが良い。
- ●地区内に小学校、幼稚園がある。子育て環境が良い。
- ●コープ、シートス、医院、銀行、郵便局が歩いて行ける所にあり、生活するのに便利。
- 各地域団体での話し合いができている(地域協議会)。

住民の年齢構成

※令和2年(2020年)9月末現在



地区の主な福祉課題

- ●イベントが負担になる場合もある。運営の仕方を考える必要がある。
- ●地域協議会で他委員との連携を行う。
- ●自治会活動をしたあとの達成感が来期の役員に伝わっていない。
- ●地域とのつながりには希薄化を感じる。
- ●行事参加者が固定化しているので、大人数が集まるイベントが必要。
- ●おせっかいと思われる程の近所付き合いの復活。
- ●防災の点から助けあいの必要性を啓発していく必要がある。

地区の目標

あいさつで笑顔になれるまちづくり。。。

具体的な取り組み

みんなの	●居住地域の住民相互の助けあいの充実。●地域協議会のメンバーを増やす。
顔が見える 絆づくり	●地区福祉委員会の『新しい活動様式』、感染リスクの少ない運用方法の確立。
	●自治会活動に負担を少なく参加できるように運営の仕方を考える。
	●自治会の加入率の維持。負担軽減の取り組みや実態への理解。
	●お祭等、行事を通して顔をみられる場をつくる。
	●世代を問わず参加できる行事を持つ。●地区のイベントを『見える化』する。
	自分の顔を知ってもらい、地域の中で自分の居場所を作っていく。
地域福祉を	●地域活動への参加を呼びかける。
推進する まちづくり	●地域協議会を通して、地域福祉の教育をする。
よりしくり	■福祉の行事に一度でも参加してもらうために、行事の内容を工夫する。
	■福祉を担う人は限られてきている。高年齢になりつつあり負担が大きい。
	●リーダーになる人を見つける。ボランティアコーディネーターの研修。
	隣近所での付き合いを活性化する。●他団体との協働による負担の軽減。
	担い手が1年単位で辞めてしまう。もう少し継続してもらう必要がある。
地域で	●地域協議会の機能を拡大させ、イベントを共同開催する。
助けあい	●自治会の加入者の維持、支援をほしい人と支援できる人のマッチング。
支えあう 環境づくり	●自主防災会の活動を活発化。●地区福祉委員の増員。
	地区福祉委員会定例会をこまめにひらいて、話し合いを進めていくべき。
	●自治会を中心に老人会、民生委員、子ども会、地区福祉委員会の連携が必要。
誰もが	災害時の安否確認訓練。●自治会に参加して横のつながりを広げる。
安心して	安否確認の仕方を検討。●自主防災組織と行政との連携。
暮らせる 地域づくり	●行政と町民との協力しあえるボランティア組織の立ち上げ。
心がフトリ	一口を (一つ) () () () () () () () () ()

■ 希望ケ丘地区

地区の特徴

昭和50年代後半から開発が始まった比較的新しい戸建て住宅地であり、高齢化率は町内で 最も低い地区です。東地区に位置し、公共交通はバスのみとなっています。

地区の自慢・良いところ

- 災害が少ない。災害被害が少ない。
- ●昔ながらの田舎の原風景が残っている。自然が多い。公園がたくさんある。
- ●見守りが良くできている。高齢者の見守り意識が高い。
- ●こじんまりしている地域なので、人の顔が見えやすい。
- ●子どものボランティアの見守りを高齢の方がしている。
- ●立派な集会所がある。
- ●向こう3軒両隣のつながりがある近所づきあいができている。
- ●住民間のあいさつが良い。福祉の方に明るく声かけ・あいさつされる。
- ■買物のお手伝いや会食会がある。近所づきあいができている。四季感があり自然がいっぱいある。災害が少ない。米、野菜がおいしい。顔合せが増えた。

住民の年齢構成 ※令和2年(2020年)9月末現在 (人) 5,000 4,370 4,035 3.519 ■老年人口 4,000 (65歳以上) 2,846 2,288 2,729 1,966 3,000 人口 1,387 □生産年齢人口 1,631 (15~64歳) 1.426 2,000 1.886 799 ■年少人口 1.823 1.828 1,000 1,528 1,215 (15歳未満) 735 205 9.7 0 (%)100 37.0 ■老年人口 39.4 80 46.4 50.1 48.7 490 52.4 (65歳以上) 人口構成 60 □生産年齢人口 (15~64歳) 40 56.0 53.6 47.1 42.7 45.2 45.1 41.8 20 ■年少人口 (15歳未満) 58 59 希望ヶ丘 豊能町全体 吉川· 東ときわ台 光風台 新光風台 東能勢 ときわ台

地区の主な福祉課題

- ●公共交通の便利が悪い。
- ●地区福祉委員等だけでなく、住民全体で助けあう体制(雰囲気づくり)。
- ●ひとり暮らしの方の困り事を相談できる所がほしい。
- ●防災訓練への参加も増やす、地区福祉委員会行事への継続的な参加を増やす。
- ●情報発信しても行きにくいので、近所同士で誘ってあげることも必要。
- ●高齢化率は低いが、認知症の人が増えている。
- ●子育て世代もティーサロンに参加できるようにしてほしい。
- ●ティーサロンは幅広い年齢の方が行けるようにしたい。

地区の目標

笑顔であいさつのできるまち

具体的な取り組み

みんなの 顔が見える	●隣近所とまず仲良くする。●何気ない声かけをしていく、輪を広げていく。
絆づくり	●人を誘いあう住民活動を活発に行う。●世代間で交流の場づくり。
m1 2 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	●向こう3軒両隣が助けあう雰囲気をつくる。
	●町内の情報を住民の方に告知する方法として、地区福祉委員会の看板は有効
	だと思うが、看板の数量が少なすぎる。
	●地区福祉委員に協力する、サポートをする人を増やす。
	●イベント等ある場合は、声をかけあって誘いあって参加する。
	●世代間交流、ふれあう場所をつくる。
	●顔を合わせた時に、気軽に声がかけられるように、交流があれば良いと思う。
地域福祉を	●若い人が取り組める地区福祉委員会をつくる。●世代を超えた交流の実施。
推進する まちづくり	●こまめに行事を行い、参加者を増やす。
0.52	●自治会役員、各団体とのつながりを強くし、地域福祉に関心を持ってもらう。
	●まずは自治会に入ってもらう。自治会に入っていない方が多く交流がない。
地域で	●近所の方を見守る、顔見知りをつくる。
助けあい 支えあう	●子ども同士のつながりから、また戻ってきたいと思えるまちづくり。
環境づくり	●自治会、老人会(福寿会)、民児協、地区福祉委員会等の連携が望まれる。
誰もが	●希望ヶ丘独自の避難マニュアル、安否確認マニュアルが必要。
安心して 暮らせる	●地域の防犯、防災情報の連携。●地域の安全、安心の防災マニュアルづくり。
地域づくり	高齢化に対するきめ細かい情報提供。●あいさつ運動をさらに進める。

■東能勢地区

地区の特徴

東地区の大半を占める面積が大きい地区です。点在する8つの集落(自治会)で構成され、 それぞれの自治区で独自の活動を行っていることから、地区としてのつながりは弱いといえます。石仏等の文化史跡や「高山右近生誕の地」など、歴史文化資源が豊かな地区です。

地区の自慢・良いところ

- ●お互いの顔が分かっている。分かりあえている。団結力がある。絆が強い。
- ●毎日のように互いに声をかけあってあいさつをしている。
- ●みんなが昔からの知りあいなので、助けあっている。
- ●同居家族が多い。
- ●高齢者は田畑で仕事をしていて元気である。
- ●地区毎に親睦会等を作って旅行等に行っている。
- ●常会等で会う機会があり、安否確認にもなる。
- 隣近所の付き合いがある。
- ●世帯数が少ないため、全員知り合いで、声を常にかけあっている。

住民の年齢構成 ※令和2年(2020年)9月末現在 (人) 5,000 4,370 4,035 4,000 3,519 ■老年人口 (65歳以上) 2,846 2,288 2,729 1,966 3,000 人口 1.387 □生産年齢人口 1,011 1,631 (15~64歳) 1,426 2,000 799 ■年少人口 1,823 1.828 1,886 1.000 1,528 1,215 (15歳未満) 735 254 190 0 (%)100 ■老年人口 80 39.4 46.4 50.1 48.7 52.4 (65歳以上) 人口構成 60 □生産年齢人口 (15~64歳) 40 56.0 53.6 47.1 42.7 45.2 45.1 41.8 20 ■年少人口 (15歳未満) 5.8 7.0 豊能町全体 吉川· 東ときわ台 光風台 新光風台 希望ヶ丘 東能勢 ときわ台

地区の主な福祉課題

- ●空き家が増えている。
- ●自治会の行事が少ない、サークル活動が少ない、世代間の交流が少ない。
- ●災害の時の避難所があっても、安心できない。
- ●子育て世帯や障害のある人が暮らす環境としては満足していない人が多い。
- ●公共交通機関、医療機関の整備に不安を感じている人が多い。
- ●災害時に1人で避難できない人が多く、日常的な避難支援体制づくりが求められている。
- ●避難しなければならない事態に備えた対策をしていない人が多い。

地区の目標

たすけ合い協力し合って元気な地域づくり

~さりげない見守り あいさつをしてあたたかい声かけ~

具体的な取り組み

みんなの 顔が見える	●ひとり暮らしの高齢者の方にはよく声をかけていきたい。
斜づくり	●近所で声かけができることが一番。「あいさつ」が大切。
	●隣近所の方と助けあっている。隣が人手不足の時などに声をかけ、手伝う。
	●できるだけ集まれる場をつくる。
	●何か困ったことがあれば、いつでも声かけできる近所付き合いをしていく。
	●地域住民全員が自治会員であり常に全員で話し合って事業を実施している。
地域福祉を	●もっと地域の集まりがあると、その中で福祉に関心を持つ人もいるのでは。
推進する まちづくり	●他人事と思わずに若い世代の人も活動を知ってもらうPRをする。
0.55 (5	●お互いに助けあい、励ましあっていくなら良い。
	●高齢化の中で、お互いに助けあう地域づくり。
地域で	●隣近所の話し合いの場を設ける。
助けあい 支えあう	●子どもたちを近所のつながりで見守って育てていく。
環境づくり	●『講』や『集会』があるので、普段から支えあっている。
	●組織として、縦割りでなく、行動・模範を示してもらいたい。
	●老人会の行事などに参加してお互いのことをよく知っておく。
誰もが	●認知症の人に対しての見守りをどうしたら良いのか教えてもらいたい。
安心して 暮らせる	●まずは交通の便の確保。
地域づくり	●困った人や弱い人がいたら助けようとする環境づくり。
	訪問診療などが増えると嬉しいと思う。買物(食料品)なども。

地区では色々な行事に取り組んでいます。

元気に集まろう!地区福祉委員会が行う「子育てサロン」「世代間交流」「ふれ愛交流会」



▲東ときわ台



輪になってふれあい



▲希望ヶ丘

コロナ禍でもつながりを大切に活動しています。

「つながリプランター」野菜の生育状況で声をかけあいます。



▲吉川・ときわ台



▲光風台



▲希望ヶ丘



▲新光風台



▲東能勢



▲東ときわ台

ふれあいぽぽちゃん

第 6 章 自殺対策計画

1 計画の趣旨と基本理念

わが国の自殺者数は平成 10年(1998年)より急増し、以降 14年連続で年間3万人を超えていました。平成 18年(2006年)に「自殺対策基本法」が制定されて以降は、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者数は減少傾向にありますが、未だ年間に約2万人を占めており、深刻な状況が続いています。

こうした中、平成28年(2016年)4月には「自殺対策基本法」が改正され、第13条において「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、 当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」と規定され、自殺対策計画を策定し地域レベルで自殺対策を推進することが義務付けられました。

これらの背景を踏まえ、豊能町におきましても、自殺対策計画を策定し、保健、医療、福祉、 教育、労働その他の関連施策との連携を図りながら、「生きることの阻害要因」を減らし「生き ることの促進要因」を増やす「生きることの包括的な支援」により自殺リスクを低下させ、『誰 も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す』ことを基本理念として自殺対策を推進 していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定される「市町村地域自殺対策計画」であり、同法や自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」、大阪府の「大阪府自殺対策基本指針」等の基本理念や方針を踏まえて策定します。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を推進するため、豊能町総合計画や豊能町地域福祉計画等、関連する各計画との整合性を図り策定します。

3 基本施策

自殺総合対策大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、地域の特性に応じた取り組みを推進します。

- (1) 普及啓発活動
- (2) 相談・支援体制の充実
- (3) 関係機関とのネットワーク強化
- (4) 生きることの促進要因への支援

4 豊能町の自殺の現状

(1) 自殺者数・自殺率の推移

全国の自殺者数は、近年は減少傾向となっていますが、依然として深刻な状況は続いています。豊能町の自殺者数は、年間に1~4人で横ばいとなっています。

自殺者数・自殺率の推移

単位:人

		平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019年)
豊能町	自殺者数	2	4	3	4	1
豆能叫	自殺率※	9.3	19.2	14.7	20.0	5.1
+ 75 14	自殺者数	1,359	1,273	1,244	1,337	1,278
大阪府	自殺率	15.3	14.4	14.0	15.1	14.4
△□	自殺者数	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974
全国	自殺率	18.6	17.0	16.5	16.2	15.7

[※]自殺率(10万対)とは、自殺者数を地域の人口で割った自殺率(人口1人あたり自殺率)に10万をかけ、人口10万人あたりの人数に換算した数値です。

【資料】厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

(2) 男女別·年代別自殺者数

豊能町の男女別・年代別の自殺者数は、男性の割合が非常に高く、9割を超えています。

男女別・年代別自殺者数 (平成 27 年~令和元年計)

単位:人

	20 歳 未満	20~ 29 歳	30~ 39 歳	40~ 49 歳	50~ 59 歳	60~ 69 歳	70~ 79 歳	80 歳 以上	合計
男性	0	1	2	3	1	3	3	0	13
女性	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	0	1	2	3	1	3	3	1	14

【資料】厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

(3)原因·動機別自殺者数

自殺の原因・動機としては、全国的にも健康問題が最も多く、その傾向は豊能町においても 同様です。

原因・動機別自殺者数 (平成 27 年~令和元年計)

単位:人

	家庭 問題	健康 問題	経済· 生活問題	勤務 問題	男女 問題	学校 問題	その他	不詳
豊能町	0	10	3	0	0	0	0	2
大阪府	1,307	4,786	1,482	679	300	122	376	287
全国	16,204	53,881	17,677	10,020	3,754	1,734	5,740	27,225

※原因・動機が非公開・不明の場合や、複数の原因・動機を計上する場合があることから、自殺者の実人数とは一致しません 【資料】厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

(4) 職業別自殺者数

職業別の自殺者数は、有職者に比べ、無職の人の割合が非常に高くなっており、生活困窮等の要因にも関連するものと考えられます。

職業別自殺者数(平成27年~令和元年計)

単位:人

	自営業・ 家族従事者	被雇用者・ 勤め人	無職 ^{※1}	不詳
豊能町	2	2	7	0
大阪府	395	1,652	4,393	51
全国	7,517	31,972	66,140	1,649

^{※1:}無職には、学生・生徒、主婦、年金生活者等も含みます。

【資料】厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」

^{※2:}年間の自殺者総数が2名以下の場合は職業に関する情報は個人の識別を防ぐために非公開とされており、豊能町については非公開の年があることから、自殺者の実人数とは一致しません。

5 具体的な取り組み

(1) 普及啓発活動

効果的な自殺対策を展開するためには、地域全体で自殺に対する理解を共有する必要があります。

住民一人ひとりが自殺の実態や心の健康等に関して正しく理解し、自殺を考えている人の SOS サインに気づき適切に対処できるよう、知識や情報の普及啓発に努めます。

	●町のイベント開催時や窓口での応対時、各団体の役員会等の機会
 リーフレット配布	を活用、または各施設の窓口を活用し、啓発リーフレット等を配
等による普及・啓発	 布することで、自殺対策に関する正しい情報の普及・啓発に努め
	ます。
	●自殺対策強化月間や自殺予防週間、町のイベント開催時等に合わ
	せて、公民館や図書館等のスペースを活用した展示や広報紙・ホ
イベントや広報媒	ームページへの記事掲載等により、自殺対策に関する情報の発信
体等での啓発活動	に努めます。
	●また、住民や各関連団体に向けて、自殺問題に関連する講演の実
	施や図書館資料の充実等により啓発活動に努めます。

(2)相談・支援体制の充実

悩みを一人で抱え込まず、支援者や支援機関に相談し適切な対処が得られるよう、窓口や電話等での相談受付体制の充実に努めます。

また、ゲートキーパー養成講座の実施等、自殺対策に関わる人材の育成・見守り体制の充実に努め、住民一人ひとりが、悩みを抱えた人のSOSサインに気づき支援者や支援機関につなぐことができる体制づくりに努めます。

	同時に、対応する職員が自殺リスクを背負い込むことがないよう、 メンタルヘルス相談の実施や自己啓発イベントの斡旋等により職
人材の育成	職員に対しては、関係機関と連携し、対応力の強化を図ります。
相談・支援に関わる	●特に、自殺のリスクがより高い人と接する機会が多いと思われる
	わる人材の育成に努めます。
	ートキーパーの養成講座等を実施することにより、自殺対策に携
	●住民や職員、関係団体等に向けて、自殺問題に関する研修会やゲ
	談できる窓口として相談活動を展開していきます。
	ある福祉相談支援室のさらなる周知を図り、悩みを抱えた時に相
 相談窓口の明確化	関する情報を発信します。 ●令和2年(2020年)4月に開設した福祉の総合的な相談窓口で
	●悩みを抱えた時に誰もが相談することができるよう、相談窓口に

(3) 関係機関とのネットワーク強化

自殺対策は、町内外の関係機関と連携し包括的に取り組む必要があります。国や大阪府・他 市町村、保健医療機関や福祉機関、教育機関、労働機関等と連携してネットワークを強化する ことで、「生きることの阻害要因を減らす取り組み」と「生きることの促進要因を増やす取り組 み」が円滑につながる包括的な切れ目のない支援を実施し自殺予防を推進することに努めます。

豊能町自殺対策 ネットワーク会議	●町内外の関係機関や団体で構成される組織であり、自殺対策の 中核組織として、総合的かつ効果的な対策についての協議及び ************************************			
	推進にあたります。			
	●税金や公共料金等の納付が困難な人は生活困窮者である可能性			
	があることから、相談の機会を活用し、自殺リスクを抱えている			
	人を早期に発見し支援につなぐことができる連携体制づくりに			
	努めます。			
	●また、住民と接する機会がある他の窓口業務においても、いち早			
	く自殺リスクを抱えている人を発見し支援につなぐことができ			
庁内各関係部署との	るよう連携体制づくりに努めます。			
連携	●健診・検診や保健指導、あるいは窓口での申請や相談受付等の中			
	で個人の心身に関する問題を直接把握し異変をいち早く察知で			
	きる機会を活用し、自殺リスクを抱えている人を支援につなぐ			
	ことができる連携体制づくりに努めます。			
	●豊能町総合計画や豊能町まち・ひと・しごと創生総合戦略等改訂			
	の際には、自殺対策との連携を検討し各計画担当との連携に努			
	めます。			
	●民生委員・児童委員や地区福祉委員、スクールガードリーダー			
関係機関・団体との	等、住民の暮らしを直接見守る機会がある機関・団体と連携し、			
連携	生活困窮や孤立等に悩んでいる人を早期に発見し支援につなぐ			
	ことができる体制づくりに努めます。			

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを実施することが必要です。

さまざまな分野において「生きることの促進要因への支援」に努めます。

	●ウォーキングや食育、スポーツ活動の推進により、住民の健康維
	持・増進、コミュニケーションづくりを図り、生きがいをつくる
	支援に努めます。
健康づくりや文化	●音楽や芸術、レクリエーションや体験活動、ボランティア活動の
活動等による	支援等を通し、豊かな心を育て、生きがいをつくる支援に努めま
生きがい支援	す。
	ッ。 ●女性が活躍の場を広げられるきっかけづくりの支援に努めま
	す。
障害者・障害児、その	●児童・生徒に対する特別支援教育等、障害者や障害児、その家族
家族に対する支援	に対して、それぞれの状況に応じた必要な支援を実施すること
外域に対する文版	に努めます。
	●生活困窮者は自殺リスクが高い傾向にあります。生活困窮の要
生活困窮者に対する	因は多岐にわたり、さまざまな要因を複合的に抱える人も多い
支援	ことから、生活困窮者と接する機会がある各課と連携し、それぞ
	れの状況に応じた必要な支援を実施することに努めます。
	●妊産婦の自殺の大きな原因とされる産後うつや育児のストレス
	を防止・軽減するため、子育て世代包括支援センターや学校・幼
	稚園・保育所・こども園等と連携し、妊娠から出産、育児に至る
	包括的な支援に努めます。
妊産婦・子育て中の人	●家庭訪問型子育て支援等により、子どもや保護者が抱える問題
に対する支援	にいち早く気付き支援につなぐことができる体制の強化に努め
	ます。また、「育児の日」の取り組みやおはなし会、講座等、子
	育てに関する取り組みを推進することで、子育て中の人たちや
	親子間のコミュニケーションを深め、育児不安の解消や子育て
	環境を充実させることに努めます。

	●医療費の助成や介護保険低所得者利用者負担軽減等による経済				
	的支援により、必要な医療や介護を受ける機会を確保すること				
	で、命を守る支援に努めます。				
医療や介護、年金等の	●同時に、医療や介護、年金に関する相談者には、介護で負担を感				
業務での支援	じている人や高齢者、障害のある人も多いことから、相談機会を				
	活用して、自殺リスクを抱えている人を早期に発見し、それぞれ				
	の状況に応じた必要な支援を実施することに努めます。				
	●支援の実施にあたっては、SOSサインを自ら発することが困				
アウトリーチ型支援・	難な人を早期に発見し支援につなげるため、窓口での支援だけ				
寄り添い型支援の	でなく、アウトリーチ型支援、寄り添い型支援を充実させること				
充実	に努めます。				
	●いじめや児童虐待等、児童や生徒に迫る自殺リスクを回避する				
	ため、養育支援訪問の実施や学校等支援指導員の配置、次世代子				
	育てネットワーク体制の整備等により事案発生の未然防止を図				
児童や生徒に対する	る等、引き続き自殺対策の視点をもった学校教育の推進に努め				
支援	ます。				
	●また、研修の実施等により、悩んでいる子どもがSOSサインを				
	発信し支援者に相談できる体制、まわりの大人がSOSサイン				
	を見逃さず支援できる体制づくりに努めます。				
	●経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者や学生に対し、経				
	済的援助・奨学資金貸与を実施し教育を受ける機会を確保する				
就学援助•奨学資金	ことで、子どもたちの生きる支援に努めます。				
貸与による支援	●また、家庭状況等に他の問題を同時に抱えていることも考えら				
	れることから、相談の中で自殺リスクが高い人を早期に発見し				
	支援できる体制づくりに努めます。				
	●留守家庭児童育成室や放課後児童クラブ、さまざまなレクリエ				
子どもたちの居場所	ーション活動や子ども向けの展示・行事等の実施により、子ども				
づくり	たちが孤立せず生きがいを持って安心して過ごせる居場所づく				
	りを目指します。				
	●高所における転落防止フェンスの拡充等、自殺行動を起こしに				
自殺の起こりにくい	くい環境をつくることを目指します。				
環境づくり	●また、町に暮らす人がより生活しやすくなるよう、清潔で快適な				
	住環境の維持に努めます。				
	●災害発生時には被災者の心身に多大な負担が強いられます。被				
災害発生時の支援	災した人が安心して元通りの生活ができるよう、地域防災計画				
	担当課や関連する各課と連携し、ライフラインの早期復旧や、被				
	災者、職員等のストレスの軽減策の実施に努めます。				

(5) 相談先の一覧

(令和3年(2021年)3月現在) 名称 対応日時 連絡先 大阪府が実施する電話相談 こころの健康相談統一ダイヤル 9:30~17:00 0570-064-556 (大阪府こころの健康総合センター) 月・火・木・金(祝日を除く) こころの電話相談 06-6607-8814 9:30~17:00 若者専用電話相談 水(祝日を除く) 06-6607-8814 (わかぼちダイヤル) 9:30~17:00 大阪府池田保健所 精神保健福祉相談 | 平日 9:00~17:45 072-751-2990 妊娠中や産後にこころが不安になったら 大阪府妊産婦こころの相談センター 平日 10:00~16:00 0725-57-5225 自死遺族相談(予約制) 〈予約・問合せ〉 大阪府こころの健康総合センター 06-6691-2818 平日 9:00~17:45 各団体が実施する電話相談 関西いのちの電話 24 時間、365 日 06-6309-1121 金曜日 13:00 大阪自殺防止センター 06-6260-4343 ~日曜日 22:00 (57時間) 月曜日 19:00 こころの救急箱 ~火曜日3:00(8時間) 06-6942-9090 木曜日19:00~22:00 (3時間) 自殺予防いのちの電話 毎月10日 0120-783-556 (フリーダイヤル) 8:00~翌日8:00 (24 時間) 豊能町(福祉に関する相談窓口) 福祉相談支援室 平日 9:00~17:30 072-738-7770 平日 9:00~17:30 豊能町社会福祉協議会 072-738-5370

第 7章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、豊能町で生活を営む住民一人ひとりが中心となって進めていくものであるため、

一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて住民への周知を図ります。

2 住民、地域、事業者、行政の協働による計画の推進

(1) 住民・地域の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識をより一層高め、地域社会を構成する重要な一 員であることの自覚を持つことが大切です。

日常における何気ない心配りはもちろんのこと、福祉施策への意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが一人ひとりに求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスの提供や、住民の福祉活動への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

住民、事業者、町などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働 して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域の福祉活動の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な 役割を果たしていくことが求められています。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの 提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化していきます。

地区別アクションプランに位置づけられている地区の目標は、常に意識できるように地区 福祉委員会等の定例会で表示します。また、具体的な取り組みについては、評価、分析し、 効果的な計画となるよう努めます。

(4) 行政の役割

公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、住 民やサービス事業者等と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供 される体制の整備を行っていく役割があります。

また、住民やボランティア、NPO等、社会福祉協議会、事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行っていく必要があります。

さらに、公的な福祉サービスと住民やボランティア、NPO 等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

3 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく 必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人た ちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期 解決をすることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、町の担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

4 計画の進行管理・評価

本計画を地域福祉の推進に関わる三者連絡会、地区福祉委員会代表者会、地区福祉委員会を 通じて住民の意向を把握しながら、施策の実施状況を把握するとともに、取り組みの達成度な どについて評価、検証を行います。

また、住民のニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の 検討や見直しを行いながら効果的な計画となるよう努めます。

資料編

1 計画策定の経過

月日	内容
令和2年 (2020年) 7月9日	第1回 第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】〇計画の概要について 〇住民アンケート調査の実施について 〇地区別懇談会の開催について 〇策定スケジュールについて
8月~9月	住民アンケート調査の実施 〇調査対象:町内にお住まいの 18 歳以上の男女 2,000 人 〇回収状況: 1,081 人(有効回収率: 54.1%)
8月~9月	関係団体アンケート調査の実施 〇調査対象:町内の地域福祉に係る関係団体 29 団体 〇回収状況:28 団体
10月19日~ 10月30日	地区別懇談会の実施 〇参加者:町内6地区の福祉活動者や当事者団体、施設代表者等 〇参加人数:122人
12月*(書面審議)	第2回 第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】〇計画書の素案について 〇第3回策定委員会と今後の進め方について
令和3年(2021年) 2月1日~ 3月2日	パブリックコメントの実施
3月12日	第3回 第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計画策定委員会 【協議事項】〇第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計 画・第2次豊能町自殺対策計画(案)に係るパブリックコ メント結果及び町の考え方等について 〇第4次豊能町地域福祉計画・第4次豊能町地域福祉活動計 画・第2次豊能町自殺対策計画(最終案)について

[※]第2回策定委員会は、令和2年(2020年)12月23日に開催の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大対策のため、会議の開催を中止し書面審議により実施しました。

2 豊能町地域福祉計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町附属機関に関する条例(平成25年豊能町条例第24号)第2条の規定に基づき、豊能町地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担任事務の細目)

- 第2条 委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。
 - (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関する事項
 - (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関する事項
 - (3) 地域福祉活動計画の策定及び見直しに関する事項
 - (4) 前3号の計画の検証に関する事項
 - (5) その他第1号から第3号までの計画に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 公募による町の住民
- 3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定又は見直しが完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めると きは、公開しないことができる。
- 5 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しく は意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(◎ 委員長、○ 副委員長)

区分	所属	役職	氏名
	東大阪大学 介護福祉学科	教授	◎ 梓 川 —
学識経験を	一般社団法人 池田市医師会	代表	〇 西 浦 美智代
有する者	池田市歯科医師会	副会長	加藤隆志
	一般社団法人 池田市薬剤師会	代表	岡村武
	豊能町民生委員児童委員協議会	副会長	福原俊作
	豊能町老人クラブ連合会	会長	高木正晴
	豊能町自治会長会	代表	上里良英
	豊能町肢体不自由児者父母の会	代表	三澤由美子
即逐用法	豊能町介護者(家族)の会	会長	木寺喜義
関係団体	豊能町ボランティア連絡会	会長	三 木 ひろみ
	豊能町地区福祉委員会	代表	水 口 修 三
	社会福祉法人豊悠福祉会 祥雲館	総合施設長	井 口 仁
	大阪府池田保健所	保健師長	丘 隆子
	大阪府池田子ども家庭センター	生活福祉課長	澤井里江
公募による 町の住民			(欠員)

(敬称略)

※委嘱期間:令和2年(2020年)7月9日~令和3年(2021年)3月31日 所属及び役職等は、委嘱日(令和2年(2020年)7月9日)時点のものです。

4 豊能町の地域福祉を考えるワークショップ

(1) ワークショッププラグラム

地域に住んでいる住民のみなさんから、地域の現状や課題、地域を良くするためのアイデア などをお聞きするため、下記のプログラムにてワークショップを実施しました。

開会	(あいさつ)		□ 主催者(事務局)のあいさつ□ 事務局参加者の紹介
		20.4	□ ワークショップの目的について説明します。 ・地域福祉って何? ・地域福祉計画・地域福祉活動計画って何? ・豊能町の状況は?
オリ	エンテーション	20分	□ ワークショップの進め方について説明します。・ワークショップって何?・どんなことをするの?・気を付けることは?
	· —		「ル)の進行役がグループワークを進行します。 ・他薦で皆さんの中から選んでいただきます。
各グルー	自己紹介	5分	□ グループ毎に、順番に簡単な自己紹介をします (グループ内の皆が顔見知りの場合は省略可)
プに分かれ	トプロステップ1 地区の良いところ が (強み)の発見		□ 地区のよいところについて、各テーブルで話し合いましょう。
れて、グル	ステップ2 地区の福祉課題の確認	15分	□ 地区の福祉課題を確認し、追加や修正の必要があるか話し合いましょう。
ペープワーク	ステップ3 「私たちの取り組み」を 検討	25分	□ 課題に対して、今後5年間、どんな活動がしたいか、どんな活動ができるかといったアイデアを出しましょう。
	ステップ4 地区の目標を検討		□ 地区の目標像(キャッチフレーズ)を話し合いましょう。
	ここからは、司会(事務	局)が進	行します。
全体ワーク	全体 グループの成果の発表 ワ		□ グループワークの結果を代表者が発表します。(1グループ、各5分程度)□ みんなで、情報の共有を図ります。
	ステップ5 地区のアクションプラ ンを検討(目標)	10分	□ 地区の目標を1つ決めます。□ 全員で、地区のアクションプランとして、どの「目標」を採用するか話し合います。

(2) 地区の特長・福祉課題 (アンケート結果等より)

アンケート結果等より抜粋した地域の特長や福祉課題は以下の通りです。

≪吉川・ときわ台地区≫

	2019 年 9 月末時点 2020 年 9 月末時点					
	総人口	2,877 人	-	総人口	2,846 人	_
人口構造	0~14 歳	201 人	7.0%	0~14 歳	205 人	7.2%
	15~64 歳	1,249 人	43.4%	15~64 歳	1,215 人	42.7%
	65 歳以上	1,427 人	49.6%	65 歳以上	1,426 人	50.1%
地域の絆が 実感できる まちづくり		○地域福祉への関心が高い。○世代間を超えたふれあい・交流が少ない。				
地域福祉を担う人づくり	○自治会行事への参加が少なく、各種サークル活動が活発。 ○隣近所で支え合う仕組みづくりが必要と感じている人が多く、見守りや隣近所 での支え合う活動への参加意向が高い。					
連携して 支え合う 仕組みづくり	○子育て環境としては満足している人が多く、今後の定住意向が高い。○地域包括支援センターや社会福祉協議会を知っている(活用している)人が多く、機関の認知度は高い。○身近なところで相談できる窓口の充実を望む人が多い。					
安全・安心な福祉の生活環境づくり	○豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い。 ○災害などの非常時の協力体制に不安がある。 ○一人暮らしの高齢者や認知症のある方の見守りが必要となっている。					

≪東ときわ台地区≫

《木ととわら地区》							
	20	19年9月末時,	点	2020 年 9 月末時点			
	総人口	4,116 人	_	総人口	4,035 人	_	
人口構造	0~14 歳	254 人	6.2%	0~14 歳	246 人	6.1%	
	15~64 歳	1,928 人	46.8%	15~64 歳	1,823 人	45.2%	
	65 歳以上	1,934 人	47.0%	65 歳以上	1,966 人	48.7%	
地域の絆が 実感できる まちづくり	○地域づくり	○世代間を超えたふれあい・交流が少ない。○地域づくりを進めていく上で、安全や治安への取り組みを望む人が多く、また、その取組みへの参加意向は高い。					
地域福祉を 担う人づくり	○福祉は行政や特定の人が行うものだという意識が強い。 ○自治会・町内会の役員や福祉の担い手が不足している。 ○活動団体の構成員が高齢化している。						
連携して 支え合う 仕組みづくり	○地域活動について情報が得にくいと感じている人が多い。 ○福祉・保健サービスに関する情報提供の充実を望む人が多い。 ○身近なところで相談できる窓口の充実を望む人が多い。						
安全・安心な福祉の生活環境づくり	○避難しなけ	難場所を知られればならない♪ おばならない♪ 非常時の協力(事態に備えた	対策をしていた	ない人が多い。		

≪光風台地区≫

7 51=1,1=1	20)19 年 9 月末時	· 点	2020 年 9 月末時点			
	総人口	4,424 人	_	総人口	4,370 人	_	
人口構造	0~14 歳	272 人	6.1%	0~14 歳	254 人	5.8%	
	15~64 歳	1,844 人	41.7%	15~64 歳	1,828 人	41.8%	
	65 歳以上	2,308 人	52.2%	65 歳以上	2,288 人	52.4%	
地域の絆が 実感できる まちづくり	○自治会加入 ○地域のつな ○居住地域の ○高齢者や障	○町内で最も高齢化率が高い。 ○自治会加入率が低い。 ○地域のつながりがないと感じている人が多い。 ○居住地域の住民相互の助け合いが盛んではないと感じている人が多い。 ○高齢者や障害のある人を見守る活動への参加意向は高い。 ○一人暮らし高齢者の見守り等、高齢者への支援が求められている。					
地域福祉を担う人づくり	○地域活動への参加状況は少なく、個人の各種サークル活動は活発である。○地域活動への今後の参加意向も低い。						
連携して 支え合う 仕組みづくり		· -	が行うものだと ・交流が少な		,\ _o		
安全・安心な 福祉の生活 環境づくり	○災害時の避 ○避難しなけ	難場所を知ら ⁺ればならない	齢者などの買ない人が多い。 事態に備えた。 の参加が少な	。 対策をしてい ⁷			

≪新光風台地区≫

2019 年 9 月末時点 2020 年 9 月末時点						
	総人口	3,568 人	_	総人口	3,519 人	
人口構造	0~14 歳	248 人	7.0%	0~14 歳	246 人	7.0%
	15~64 歳	2,010 人	56.3%	15~64 歳	1,886 人	53.6%
	65 歳以上	1,310 人	36.7%	65 歳以上	1,387 人	39.4%
地域の絆が	〇自治会加入	、率は9割近く	と高い。			
実感できる	○地域のつな	がりがないと	感じている人	が多い。		
	○近所付き合	いの必要性を	感じていない	人が多い。		
まちづくり	○居住地域 <i>Œ</i>	住民相互の助	け合いが盛ん [*]	ではないと感	じている人が多い	, \ _0
	○地域福祉への関心が低く、地域活動への参加意向は低い。					
地域福祉を	○地域活動へ	の参加が身体	的な負担が大	きいと感じている人が多い。		
担う人づくり	○地域の支え	合い活動を活	発化していく	ために隣近所	で支え合う仕組	みづくりが
	求められて	いる。				
連携して						
支え合う	○豊能町は暮らしやすいと感じている人が多い。					
——————————————————————————————————————	○自治会・町	「内会の役員や	福祉の担い手	が不足している	る。	
仕組みづくり						
安全・安心な						
福祉の生活	○ ※実味の 液粉担託 た 切っ ていて しがタい					
環境づくり	○災害時の避難場所を知っている人が多い。 					

≪希望ヶ丘地区≫

	2019 年 9 月末時点			2020 年 9 月末時点		
	総人口	2,794 人		総人口	2,729 人	_
人口構造	0~14 歳	213 人	7.6%	0~14 歳	190 人	7.0%
	15~64 歳	1,609 人	57.6%	15~64 歳	1,528 人	56.0%
	65 歳以上	972 人	34.8%	65 歳以上	1,011 人	37.0%
地域の絆が 実感できる まちづくり	○町内で最も高齢者率が低い(若い人が多い地区)。 ○お祭りなど、住民間の交流の場の確保が望まれている。 ○子育て世帯や障害のある人が暮らす環境としては満足していない人が多い。 ○地域の行事や活動に参加する人が少ない。					
地域福祉を担う人づくり	○地域福祉活動の拠点となる場所の整備が望まれている。○地域の支え合い活動を活発化していくためにリーダー的存在の発掘・育成が求められている。					
連携して 支え合う 仕組みづくり	○福祉に関する情報が入手できていないと感じている人が多い。○豊能町は暮らしにくいと感じている人が多い。					
安全・安心な福祉の生活環境づくり	○公共交通機関、医療機関の整備に不安を感じている人が多い。○災害時の避難場所を知らない人が多い。					

≪東能勢地区≫

	20	19年9月末時点		2020 年 9 月末時点		
	総人口	1,662 人	_	総人口	1,631 人	_
人口構造	0~14 歳	106 人	6.4%	0~14 歳	97 人	5.9%
	15~64 歳	765 人	46.0%	15~64 歳	735 人	45.1%
	65 歳以上	791 人	47.6%	65 歳以上	799 人	49.0%
地域の絆が 実感できる まちづくり	○地域とのつながりがあると感じている人が多く、日頃から困ったときには助け合っている。近所との付き合いの必要性を感じている人も多い。○今後の定住意向は高い。○居住地域の住民相互の助け合いが盛んだと感じている人が多い。○お祭りなど、住民間の交流の場の確保が望まれている。			ときには助け		
地域福祉を担う人づくり	○地域活動への参加率が高く、地域福祉への関心が高い。○高齢者への支援(生きがいづくりなど)が求められている。					
連携して 支え合う 仕組みづくり	○社会福祉協議会や民生委員などの、地域の活動組織の認知率が高い。○子育て世帯や障害のある人が暮らす環境としては満足していない人が多い。					
安全・安心な 福祉の生活 環境づくり	○公共交通機関、医療機関の整備に不安を感じている人が多い。○災害時に1人で避難できない人が多く、日常的な避難支援体制づくりが求められている。○避難しなければならない事態に備えた対策をしていない人が多い。					

(3) 第3次計画アクションプランの振り返り

≪吉川・ときわ台地区≫

振り返り			
■声かけや見守りのために情報収集し、信頼関係をつくります。			
信頼関係が築けている高齢者も多いが、外出困難な高齢者も増えてきており、悩みもさまざまで対応が難しいことがある。			
さまざまな障害があり、それぞれに対応するには専門的知識が必要。 子どもがひきこもっていることを家族が誰にも言わないのでわからない現 状もある。 子育て、障害者のそれぞれの交流はできている。			
防災訓練を自治会で実施しているが参加者が少ない。 防災組織の編成が住民に周知されていないため、具体的に住民に知らせる 必要がある。			
福祉委員は研修を受けている。一般の方や自治会にも研修を勧める。 認知症の方が増えているが、ひとり暮らしの方は家族が訪問している。 福祉委員でも声かけをしている。			
 声かけはしているが、地域によって参加者が少なかったり参加者が固定されている。 			
スタンプカードはサロンで実施したが、システムがややこしくなり現在は 実施していない。声かけはしているが、歩くことが大変になってきている 方もいる。			
若い世代の方は仕事や子育てをしている方が多いので参加は難しい。 また、声をかける場も少ない。 自治会からの福祉委員には福祉委員会活動を継続してもらう。			
老人クラブが行っている「助け愛ネット」は充実している。 困っていると言えない方もいるが、食事作りや買い物で困っている方がい れば「助け愛ネット」等を紹介している。			
提供する方や場所がないため難しいが、近所で行っている方もいる。			
■防犯、防災活動を進めます。			
防犯意識が高く、ほとんどの世帯は鍵をかけている。 鍵をかけていない家があれば声かけをしている。			
防災訓練に参加できない高齢の方が多いのでどのように対応するかが課題 となっている。			

≪東ときわ台地区≫

第3次計画の具体的な取り組み	振り返り		
■声かけや見守りのために情報収集し、信頼	5月月夜 ちつく ハキオ		
○買物難民対策	業者のサービスを知ることが重要。社協のワゴン車を使用し、丁目毎に参加者を募るのはどうか。カフェの広報用ポスターに掲示して参加者を募集する。		
○支援が必要な人のマップをつくる (認知症・買い物難民など)	情報は共有するが個人情報のことなどもありマップの作成は困難。 マップ作成は困難だが、井戸端会議で情報を共有していく。		
○ヘルパーグループ(有償)を作って、家事 の手助け・買い物支援等を行う	生活支援団体「ゆるりん」が活発に活動している。 「ゆるりん」のPRをすれば良いのでは。		
○認知症者やひとり親家庭など、できるだけ 声かけし、近所で見守る	日常的な声かけは行っている。継続的に声かけ、近所での見守り、声かけ を行う。		
○障害者や子育て家庭の居場所・交流の場を 増やす	「ふれ愛交流会」や「子育てサロン」に委員が参加して交流を深める。手 伝いだけでなく一緒に交流をする。「子育てサロン」のPRを工夫すれば いいのではないか。		
■地域活動を活性化します。			
○カフェ・サロンの企画を工夫し参加者を増 やす	新たな催しや新しい施設を利用して参加者を増やす工夫をしていく。 参加者に手伝ってもらうことも必要。 セルフでやってもらうのもいいのではないか。		
○男性の参加者を増やすため「男の趣味の 会」「男の手料理」などを企画する	どこかに行くという企画なら、男性の参加があるのではないか。 他地区の情報を参考にしながら検討していく。		
○活動内容をPRする。福祉活動の内容を 知ってもらうことで担い手を増やす	人材不足。福祉委員会をPRする。 福祉委員=忙しいというイメージを変えれるように。 ボランティアを増やす。		
■集まる機会を増やして、地区のつながりを	強めます。		
○隣組で集まる機会をつくる	以前は集まっていたが現在は難しい。 自治会での検討課題。		
○防災訓練で地域交流を図る	自治会での検討課題となっている。		
○空き家を活用してカフェにし交流	空き家の活用が難しい。自治会としての検討課題になる。 カフェについては現在自治会館にて行っている。		
○保育所・小学校に出向いて子育で家庭と交流	交流をできる機会はあるが、学校の決まりが難しい(学校の禁止事項が多い)。子育てサークルとの交流も検討する。学校行事に委員の参加をすすめていく。		
■防犯、防災活動を進めます。			
○地区でハザードマップをつくる	町、自治会が作成したものを使用している。		
○防災に関する知識を習得する	研修会に参加したり、企画をする。		

≪光風台地区≫

第3次計画の具体的な取り組み	振り返り			
■高齢者が多い地区だからこそ、高齢者の力	」を活かします。			
○元気な高齢者がちょっとしたボランティアで、お互いに支えあう	百歳体操やサロン、ユニカフェの参加者が定着し交流の場になっている。 生活支援団体「ゆうあい」もお互いの支え合いになっている。5・6丁目では「ご近所会」がスタートした。今後どのように定着させていくかを検討 していく必要がある。			
○知識を生かして「現代版寺子屋」を検討	カフェで色々情報交換はできているが、場所や人材の確保が難しい。 寿和会は福祉委員会のサロンの時、夏休みと冬休みに子どもを対象とした コーナーを設けている。ご近所会の内容に知識を生かすものを入れてい く。			
■サロン活動や集いの場づくりを充実します	•			
○空き家を借り上げ、サロン活動を実施	空き家の借り上げは難しい。 サロンやユニカフェは自治会館や保健福祉センターで実施している。 ご近所会は老人福祉センター豊寿荘で実施している。			
○サロンに男性が参加しやすい工夫	男性の参加は少ないが、出し物の工夫、話やすい雰囲気を作っている。 百歳体操や自治会の清掃時などに男性に声掛けをする。			
○認知症の人たちのサロンの立ち上げ	認知症の人たちのサロンという形は難しいが、認知症の人に関わらず住民 が集まれるサロンにしていく。参加者の裾野を広げる。			
○おしゃべりだけをするサロンの実施	ユニカフェを実施している。男性や認知症の方も参加している。			
○公園や空き地を活用した地域の集い場づくり(障害者や子育て家庭も参加)	夏祭り、地域交流会などで活用している。公園に「あずまや」のようなも のがあれば地域の方の交流が増えるのではないか。			
■住民同士の支え合い活動を増やします。				
○光風台地区近隣支援活動「ゆうあい」の活 性化	「ゆうあい」が頑張っていて、利用者は多いが、提供者が少ない。			
○介護者が息抜きできるよう、お手伝いのボ ランティアグループをつくる	介護者家族の会のようなグループを作る。 そのためには、専門的知識が必要。介護者家族の会を紹介する。 介護が必要となる前から各自学習する心構えが必要ではないか。			
○地域活動の担い手を増やすため、事業や活動のPR、ねばり強い声かけをする	委員を退任する方にボランティアになってもらっている。			
■障害者や子ども達と交流します。				
○子ども達の登下校に声かけをして、知り合いになる。	民生委員が実施。 散歩中などに、子どもをさりげなく「ながら見守り」をする。			
○障害者を特別視しないよう住民の意識改革をする	地域の方々が日常的に接することに慣れておらず、意識改革は難しい。 日常的に関わりを持ち、挨拶や声掛けを実施していく。			
○障害者や子育て家庭と情報交換できる場を つくる	子育てサロンはあるが、障害者団体は少なくなっており、障害者家庭との 情報交換や交流が難しい。			

≪新光風台地区≫

第3次計画の具体的な取り組み	振り返り			
■地域のつながりを強める取り組みを進めます。				
○子どもから高齢者までみんなが参加できる 楽しいイベントを実施し、顔見知りになる	地域協議会主催の行事が定着してきている。行事を通じて顔見知りの方が 多くなってきたが、参加者の拡大に努力する必要がある。 サマーカーニバルでは、豊能町を離れた子ども達が顔を合わす場になって いる。			
○地域全体で関われる行事を考える	地域協議会として企画できるベースがある。			
○子育て家庭や障害者にも地域行事の情報を 積極的に提供して、参加を呼びかける	子育て家庭への声かけはしている。 障害の方にはふれ愛交流会のポスターを福祉委員宅に貼って啓発。 イベント実施が休日なら保護者(両親)も一緒に参加できる。			
■見守り・声かけを充実します。				
○回覧板を手渡しし、高齢者等の様子を見る	回覧板の内容が男性に伝わりにくい(回覧板を早く回してしまうため)。 丁目井戸端会議を見守りへつないでいけないか。			
○子どもの下校時に声かけをする	学校のサポートボランティアは子どもの下校に買物や散歩を行い、車や自 転車、徒歩などで見守りをしている。 福祉活動に関わっている方は意識的にしている方もあるが、地域を全体的 に見れるほどできているかはわからない。			
○小学生の下校時に合わせてウォーキングを して、見守る	ウォーキングをしている方はいるが、「見守り」としてどの程度考えているかはわからない。 朝の見守り隊がある。			
○清掃時に声かけをする	一斉清掃(年2回)、ゴミステーションの掃除のときに声かけをしている。 地域の方々に意識付けをする必要がある。			
○できるだけ近所で声かけをする	ゴミ捨てや子どもの送迎時に顔を合わすと声かけしている。 回覧板などに毎回「声かけ、あいさつをしましょう」などのメッセージを 載せることで意識付けになるのでは。			
■地域活動を活性化します。				
○役の負担を軽減するなど、高齢者の自治会 脱会を防ぐ工夫を考える	自治会の班単位で高齢者の任務免除(軽い役にするなど)を拡大してい く。			
○地域活動をポイント制にするなど、参加者拡大の工夫を考える	ポイント制は現状難しい。			
○参加者が固定化しないよう、「男の料理教室」など新しい企画をする	現状を維持しつつ、年間テーマを決めて新しい企画を考案していく。			
○自治会、地区福祉委員会、老人会の行事を 一緒にするなど、負担軽減する	負担軽減にはなっていない。地域協議会が主催した方が良い。			

≪希望ヶ丘地区≫

第3次計画の具体的な取り組み	振り返り
■高齢者の買い物支援・食事支援を考えます	0
○スーパー等の協力を得て、電話注文・宅配 を増やす	宅配などの選択肢が増えて便利になり、個人で利用されている方が多い。 今の段階ではどのような業者があるかを調べて啓発する。
○買物バスを出して、週1回他地区のスーパーへ買い物に行く	コープとの関係性もあり「チョットお出かけ」という形で月に一回買い物 に行っている。ドライバーが一人なのでドライバーのお手伝いの声かけを 行う。
○ひとり暮らしの高齢者に週1~2回、食事 の配達を考える	食事を作る施設等がないので難しい。 新聞折り込みのチラシを活用されている方が多い。 新聞を取っていない人にはお知らせをする。「ほのぼのランチ」等の事業 を続ける。
■地域のつながりを強めます。	
○地域全体で楽しい行事・活動をする (例:バザー、運動会、花、野菜づくり等)	ティーサロン、ほのぼのランチ、ほほえみの会、歌声広場、子育てサロン、ふれ愛交流会(心身障害者や高齢者の交流)、クリスマス会(世代間交流)等を継続実施。
○住民間であいさつ・声かけ運動をして、顔見知りを多くつくる	ティーサロン等で顔見知りの人が徐々に増えつつある。 朝の声かけもしている。
○自治会、地区福祉委員会、老人会、子ども 会の横のつながりを強化する	子ども会はなくなった。 老人会とのつながりが少ないがティーサロンへの参加はある。 連携はできているが過干渉はお互いよくない。
■地域活動の新しい取り組みを進めます。	
○介護予防を日常活動として実施する(地域の有資格者、経験者をリーダーとして)	ウォーキング、ピンポン、百歳体操、グランドゴルフ、脳トレ、歌声広場 を実施しており好評である。
○福祉活動に積極的な企業の協力を得る	介護保険関連の事業所として和楽の里、さわやか豊能訪問看護ステーショ ンがある。今後連携することも可能(声かけをする)。
■防犯・防災の取り組みを進めます。	
○防犯・防災マップを各家庭に配る	防災マップは町から配布されている。 町に備蓄品を確認し、福祉委員だよりに掲載した。 ハザードマップで危険な所はないが、孤立してしまう事が心配。今後は希 望ヶ丘独自のハザードマップの作成が必要。
○自主防災組織を周知し防災イベントを増や すことで意識を高める	防災イベントは行っている。福祉委員では自治会の防災訓練のお手伝いを した。

≪東能勢地区≫

第3次計画の具体的な取り組み	振り返り			
■とにかくみんなで集まり、話をする機会を	こ名く 持たます			
○幼稚園や学校の空き教室を利用して、みんなが集まれる場所をつくる	気軽に集まれる場所が少なく、空き教室があっても使用は難しい。 話し合いが必要であれば地域の自治会館となる。 百歳体操などを実施している地区もあるが、車が運転できない方の送迎の 問題等がある。			
○集まれる場所を確保して、地域福祉について話し合う	子どもから高齢者まで集まるのは難しい。 地域福祉に限定して話すのは難しい。			
○楽しく気軽な集まりを企画する	百歳体操や茶話会を実施している地区はあるが、していない地区もある。 どの地区も送迎の問題や人数が少ないなどの問題がある。 福祉委員会では年3回会食会を実施している。			
○障害者やひきこもりの人が参加できるイベントをつくる	東能勢だけのイベントは難しい。 町全域ではふれ愛交流会がある。 近所の障害者の方はたんぽぽの家に行っている。			
■あいさつ・声かけ・見守りを充実します。				
○近隣でできるだけ声かけ・見守りをする	近所の状況は家族構成も把握している。 見守りに関しては民生委員が行っている。			
○ひとり暮らし高齢者には、顔をみればできるだけ多く声をかけ、話をする	出会ったら話をし、気軽に声をかけている。 ひとり暮らしの方の家に声かけに行くが、なかなか出てきてくれなかった り、かえって気を使われることがある。			
○子どもをみたら笑顔で声かけ、コミュニケーションをとる	子どもが少ない。 知っている子だと声をかけるが、こちらは知っていても相手が知らない場合に声をかけると怪しまれることもある。			
■防災活動を進めます。				
○地区で土砂崩れ等の危険箇所を確認し、周知する	地区により周知できていたり、できていなかったりがある。 ハザードマップは配っている。			
○避難訓練を多く行う	地区により避難訓練を実施したり、何か起きた時にどう動くか等の役割を 決めたものを作成している。			
○避難誘導方法を決めておく、地域連絡網を 確立する	連絡網の整備はできている。			

5 用語解説

◇ あ行 ◇

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う団体のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービスのこと。

◇ か行 ◇

核家族

一組の夫婦と未婚の子から成る家族のこと。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけではなく、本人の生き方を尊重 し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

高齢化率

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%~14%の社会を高齢化社会、14%~21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

◇ さ行 ◇

災害ボランティアセンター

ボランティアの力を借りたい被災者とボランティアをつなぐ、主に災害発生時のボランティア 活動を効率よく推進するための組織のこと。

サロン

地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

生活困窮者自立支援制度

平成27年(2015年)4月から始まった制度で、社会情勢が変化する中で、これまで支援が十分ではなかった生活保護受給者以外で生活に困窮されている人への支援(第2のセーフティネット)を強化する趣旨のもの。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、不動産や預貯金などの 財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約 を結んだり、遺産分割の協議をしたりする場合などに、保護し、支援する制度のこと。

◇ た行 ◇

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。背景として、女性の社会進出などに よる晩婚化と出産年齢の高齢化が挙げられている。

団塊の世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代(昭和22年から昭和24年生まれのベビーブーム世代のことをいう。)のこと。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同 意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくして いく地域社会のこと。

地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含むさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制。

地域包括支援センター

介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括 的・継続的ケアマネジメントとしての機能もある。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介 護支援専門員の3職種が配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

◇ な行 ◇

認知症

生後いったん正常に発達した種々の精神機能が慢性的に減退・消失することで、日常生活・社会生活を営めない状態のこと。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障害(物忘れ等)、精神症状・行動障害(幻覚、妄想、徘徊等)、神経症状(パーキンソン症状等)等がみられる。

ニート

職に就かず、また求職活動もせず、通学もしていない、15歳から34歳の無業者のこと。

◇ は行 ◇

8050問題

80 代の親とひきこもり状態の50 代の子が同居する世帯の孤立・困窮化に伴うさまざまな問題のこと。

バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの (バリア) を取り除き (フリー)、生活しやすくすること を意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日 常生活の中に存在するさまざまな (物理的、制度的、心理的) 障壁を除去することの意味合いで 用いられている。

ひきこもり

「さまざまな要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊等)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念」と定義されている。

ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくする活動や他 者を支える活動などの社会的活動に参加すること。

◇ や行 ◇

ヤングケアラー

祖父母や両親が慢性的な病気で看病が必要な場合や障害等があったり、精神的な面での問題を抱える家族の世話をしている、18歳未満の若者や子どものこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都 市や生活環境をデザインする考え方のこと。

◇ わ行 ◇

ワークショップ

さまざまな立場の人々が集まって自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や 提案をまとめ上げていく場のこと。

第4次 豊能町地域福祉計画 第4次 豊能町地域福祉活動計画 第2次 豊能町自殺対策計画



(令和3年3月)

編集•発行

豊能町 保健福祉部 福祉課

〒563-0292

豊能郡豊能町余野 414 番地の 1 TEL: 072-739-3420 (直通)

FAX: 072-739-1980

豊能町ホームページ

http://www.town.toyono.osaka.jp/

社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会

〒563-0103

豊能郡豊能町東ときわ台1丁目2番地の6

TEL: 072-738-5370 FAX: 072-738-0524

豊能町社会福祉協議会ホームページ

http://www1.odn.ne.jp/tosya/

